検証テーマ 『豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み』

担当委員:中瀬 勲

兵庫県立大学自然·環境科学研究所教授

(要 約)

1 検証のねらい

自然環境保全の取り組みについて、震災を契機にどのような対応を迫られ、また、人々の価値観の変化や社会の成熟化等を背景にどのような展開を経て今日に至ったのかを明らかにする。また、10年の歩みの総括と課題の上に、今後の展開に向けた提案を試みる。

2 自然環境の保全創造の取り組みの経緯(県・震災までの展開)

- 自然環境保全の取り組みの経緯(県自然保護行政の歩み等) 「自然保護条例」の制定(昭和46年)、「自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」の 制定(昭和49年)
- "全県全土公園化構想"の推進
 - "全県全土公園化構想"(うるおいとやすらぎに満ちた環境創出のための施策の総合的推進)(昭和58年度~)、"さわやかな県土づくり"(昭和63年度改称~)
 - このような歩みの上に、次のような取り組みの展開の矢先に、大震災に遭遇した。
- 「環境の保全と創造に関する条例」の制定準備 あらためて震災の教訓と経験を踏まえ、見直しの上、震災直後の平成7年7月に制定
- 「兵庫ビオトープ・プラン」の策定 質の高い自然環境の保全・創出を目指す行政・事業者・県民の指針として、震災直後の 平成7年3月に策定
- 「兵庫県版レッドデータブック」の策定 震災で明らかになった野島断層(地質Aランク)も追加し、震災直後の平成7年3月に 策定

3 震災がもたらしたもの

(1) 被災地の自然環境

震度の大きい地域においては、断層、亀裂の発生、六甲山麓を中心に斜面崩壊による景観の損失などの被害が発生した。一方、樹木などの植生は、そのしなやかさから、そのものへの被害は少なく、さらに、"緑"による防災上の効果が明らかとなった。また、"緑"が人々に安全・安心感、やすらぎと癒しを与えるなど、被災地周辺の自然的環境の果たした役割は大きい。 一方、水道水の供給が途絶える中で、河川水が消火用水として求められるとともに、身近な河川、水路の水が、洗濯や食器洗い等の生活用水として利用されるなど、豊かで清らかな水や水辺への希求が高まった。

なお、(社)日本造園学会をはじめさまざまな専門分野の第一線の研究者による専門 領域を越えた、現地調査や解析作業が行われた。

(2) 人々の意識と行動

地震の巨大なエネルギーと被害の大きさは、人々に自然への畏敬の念を与える一方、

水や緑がもたらす恩恵を身をもって知ることにより、人々に、あらためて自然との共 生の大切さを認識させることとなった。

さらに、内外から駆けつけたボランティア活動は、被災者救援を中心に大きな貢献を果たすとともに、さまざまな分野へと広がりを見せ、自然環境の保全・創造という分野でも、関係分野の専門家と市民ボランティアが連携し、活動の輪を広げた。

とりわけ、被災地に緑を取り戻す運動がわきあがり、「ひょうごグリーン・ネットワーク」や「ドングリネット神戸」、「阪神グリーンネット(ランドスケープ復興支援会議)」などの活動を通じ、花と緑が復興のシンボルとなり、人々の心を通わせ、つなぐ潤滑油ともなった。

(3) 成熟社会に向けた動き

震災は、現代社会のあり方に大きな警鐘を与えるとともに、21世紀へと向かうわが国が抱えるさまざまな問題点が一挙に顕在化することになった。また、本当の豊かさとは何かを問いかけ、教訓として学んだ"自然との共生"を大きなテーマとして復興過程を通じて取り組む中で、"成長型から安定・成熟型へ""ゆとりややすらぎの希求"など、成熟社会に向けた動きを牽引していくことになった。

4 復興過程における取り組みと施策展開など

震災復興の10年間は、世紀の変わり目とも重なり、成熟社会へ向けた取り組みにより、各分野においてさまざまな展開が図られたが、自然環境の保全・創造の分野においても、県をはじめとする行政のみならず、専門家と連携したNPOの活動などに見られるように大きな展開があった。

復旧期における取り組みとしては、六甲山系の崩壊等に伴う、地すべり防止、砂防、 治山等の事業が大規模に実施された。六甲登山道の崩落、落石等による通行不能に対し ては、応急措置として、民間団体の協力のもと、標識の明示等による事故防止を図って いたが、国に要望の上、既存の補助事業を活用した復旧工事を概ね2か年で完了した。

復興過程の全体を通じて、県においては、「環境の保全と創造に関する条例」をもとにした環境行政の総合的な展開や「兵庫ビオトープ・プラン」を軸にした自然環境保全・創造の施策展開が図られるとともに、主なものとして次のようなプロジェクトが進められてきた。

[六甲山系の緑の回復・創出の推進]

- ・ 震災からの教訓をもとに、「六甲山系グリーンベルト整備事業」が、復興計画の中で"災害に強く、安心して暮らせる都市づくり"の主要プロジェクトに位置づけられ、"復興のシンボル・プロジェクト"として進められた。
- ・ 生態系及び種の多様性の保全のため、樹林の現況の十分な把握と自然の生命力を活用し、 樹林の持つ多面的な機能を保全、育成していくとともに、市民ボランティアなどが植樹作 業に参加し、住民参加型のグリーンベルト整備が展開されてきている。

[水環境の保全創造の推進]

- ・ 平成8年には豊かな水環境づくりのために、「流域水環境保全創造指針」が定められ、また、「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念及び基本方針」に基づき、広く県民参加のもとに多自然型の河川環境の整備が進められてきた。
- 震災の教訓をもとに"水と緑のネットワーク整備"として、市街地において「せせらぎ 水路」整備や緑化などが進められた。

[自然・環境の再生・回復の推進]

・ 「淡路花博(ジャパンフローラ 2000)」では、自然・環境の再生・回復の先駆的な取り 組みとして、国内外に発信がなされた。また、「せとうち環境創造ビジョン」(平成 13 年 3 月策定)では、瀬戸内海沿岸域における自然環境の回復・創出の方向が示され、平成 14 年 3 月には「尼崎 2 1 世紀の森構想」が策定され、水と緑豊かな自然環境の創出による環 境共生型のまちづくりを目指す参画と協働による取り組みが進められている。

・ さらに、平成14年5月には、「ひょうごの森・川・海再生プラン」が策定され、自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、施策・事業を総合的に推進するとともに、流域 ぐるみの特色ある取り組みが進められている。

また、専門家や市民の活動・取り組みのうち特筆すべきものとして次のようなものがある。

[専門家による緑の緊急調査活動]

- ・(社)日本造園学会は、阪神大震災調査特別委員会を設置し、オープンスペースの被災や利用の実態、避難地として利用された都市公園の実態、植物の被災実態と被害軽減効果などの現地調査を実施するとともに、緊急報告と提言を行った。
- ・調査では、公園が避難、救援、救護の拠点になったこと、また、緑の様々な効果を確認することができた。これをもとに、緑とオープンスペースの役割について防災的観点から見直しを行うこと、防災公園の機能強化、長期的視点に立った新しい都市づくり、環境形成等に向けての提言をまとめた。

[緑の市民活動の推進]

- ・震災直後から各種団体、個人による、花みどりを媒介とした復旧・復興への支援活動が展開されていたが、1年後に、緑化活動団体やまちづくり協議会などの主婦や老人、学生、緑の専門家、公務員などが集まり、ランドスケープ復興支援会議(阪神グリーンネット)が発足した。
- ・活動の目的は、草花の苗の配布や緑化などの実践、緑のまちづくりに関するアドバイス、他のグループや市民との連携、協力であり、主な取り組みとして、「南芦屋浜団地のだんだん畑~コミュニティ形成の場としてのオープンスペース整備」、「深江駅前花苑~街づくり協議会主導の行政・専門家支援型による市街地内空地を活用した公園づくり」、「平磯のビオトープ池~垂水区平磯恋人岬の事例」がある。
- ・また、文化人・経済人らでつくる「阪神・淡路震災復興支援 10 年委員会」の一事業として「ひょうごグリーンネットワーク」が発足し、広く全国の個人、企業、自治体から成木や苗木、寄付金を募り、被災地 10 市 10 町を対象に、緑豊かなまちづくりを目指す運動が始まった。これまでに全国から約 16,700 本の苗木や約 4 億円の苗木代の募金が寄せられ、コブシ、ハクモクレン、ハナミズキなどの"白い花"の咲く木を中心に約 30 万 5 千本の植樹を行っている。またこの運動の一環として、兵庫県内で採取されたドングリが「苗木のホームステイ」として徳島県のボランティアによって育てられた後兵庫県に里帰りし、兵庫・徳島両県のボランティアで被災地に植えられるなど、"被災地緑化"を通じた交流の輪も大きく広がった。

[参画型公園マネジメントの推進]

・県立有馬冨士公園では、住民参加により形成された、「計画・運営協議会」のもとに、様々なプログラムが環境学習・教育も含めて進行中であり、この動きが、別の県立公園などでさらなる展開を始めている。

5 自然環境の保全創造の取り組みの成果(10ヶ年の総括)

(1) 県における取り組みの成果

「環境の保全と創造に関する条例」をもとにした環境行政の総合的な展開や「兵庫ビオトープ・プラン」を軸にした自然環境保全・創造の展開が図られたが、特筆すべき点は、

- 自然再生の取り組みの具体的な展開
 - (「流域水環境保全創造指針」、「せとうち環境創造ビジョン」等の総合プラン、「尼崎21世紀の森」、「上山高原エコミュージアム」等の個別プロジェクトを推進)
- 参画と協働による自然環境の保全・再生の推進

(「ひょうごの森・川・海再生プラン」に基づく取り組みや、「貴重な自然生態系保全・再生活動支援事業」等が始動)

○ 新県民局体制による地域の固有課題への対処

(現地解決機能の強化に伴い、地域の自然特性に立脚した施策の企画立案が始動)

(2) NPO・ボランティアの取り組み

このような自然環境の保全・再生の取り組みの展開に、NPO・ボランティアなど、 志の高い県民が連携して果たしてきた役割は大きく、また、先導的な調査・実践活動 や提言等の発信を通じても、国・県等の施策展開に対して大きな働きかけをなしてき た。

(3) 国の動き

環境省においては、平成7年10月に策定された「生物多様性国家戦略」をレビューし、"自然と共生する社会"を政府全体として実現することを目的として、「新・生物多様性国家戦略」が平成14年10月に策定されるとともに「自然再生推進法」が平成14年12月に制定された。

また、「河川法」「海岸法」の改正をはじめ、国土交通省、農林水産省等において、"環境"を事業目的に組み込み、自然の保全、配慮を積極的に内部化する動きが進んだ。

この間の環境や社会経済を取り巻く動きの一つとして、"地方公共団体に先駆的な動きがあり、NPOの影響が増大したこと"と述べられており、復興過程における取り組みを全国に発信する中で、環境行政分野においても国の施策に少なからぬインパクトを与えてきたとみることができる。

6 取り組みの課題と今後への提案

(1) 取り組みの過程におけるいくつかの課題

[初動対応・復旧期の課題]

ア 災害に伴う自然環境への対処策

大震災においては、六甲山系の崩壊等に伴う、地すべり防止、砂防、治山等の事業が実施されるとともに、登山道の通行不能に対しては、応急対応として標識の明示等による人身事故の防止を図り、国の補助事業の採択を得て復旧工事が行われた。しかしながら、災害の態様や発生場所によっては、例えば沿岸生態系に著しい影響を及ぼすケースやより迅速な対応が要請される事態も考えられることから、地域の自然条件の脆弱性を予め把握しておき、緊急時の対応に反映させること、そのための手法の開発や情報整備が望まれる。

[復旧・復興期の課題]

イ 自然の適切な修復方法の検討

まちの緑を取り戻す活動やさまざまな自然再生の取り組みの中において、地域に ふさわしい動植物の種は何かなど、自然の適切な修復方法が議論され、地域の固有 種とはどのようなものか、さらに、生物多様性の保全の視点から外来種対策をどの ように進めていくかなど、望ましい生態系の保全のあり方が大きなテーマとなって きている。

ウ メンテナンス・マネジメントの重要性

学校ビオトープづくりなどの経験から、再生・創出された自然環境は適切な維持管理が必要であり、また、継続的なモニタリングにより、生態系の変化に対応していくため、「アダプティブ・マネジメント」が求められている。

エ 都市内外の自然的環境の活用

自然とふれあい、緑や生き物などを取り戻し、増やす活動を進めていく上で、都市では公園や社寺、河川敷等に加え、学校との提携や未利用の空地の暫定的利用を積極的に進め、さらに都市近郊の里山や森林・農地も含めた緑空間(自然的環境)

の一体的な活用と維持管理の側面も含めて、それぞれの利用面からの連携、調整が求められている。

オ 保全創造活動の活性化とグループ間の連携

自然環境の保全創造についての取り組みを充実強化するために、県民の認識とふれあいをさらに高めていく必要がある。また、復旧・復興と軌を一にして取り組んできた、自然環境の保全・再生等に関するさまざまなNPO等の活動については、これらを担う人材育成と組織づくり、さらに情報の共有やしくみづくり、活動目標の見直しやグループ間の役割分担や連携協力を進めていくことが求められる。

(2) 今後への提案

これまでの復旧・復興の歩みを総括し、今後への備えとするとともに、これらの課題に対応し、自然環境の保全・創造の取り組みをより着実なものにすることにより、自然と共生する新時代の実現に向けていくことが望まれる。

ア 人と自然の適切なかかわり方の検討・実践を進める

- 各所で始まっている自然再生の取り組みの本格化
- 生物多様性の保全(外来種対策等)
- 望ましい生態系及びそのマネジメント手法の開発(自然環境のリスクマネジメント 等)
- 協働による緑空間(公園や里山等の自然的環境)のマネジメントの推進

イ 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める

- 体験的な環境教育・学習の推進(自然観察、エコツーリズム等、拠点整備とプログラム開発等)
- 自然や生き物に関する情報整備・提供
- 自然とのふれあいの場の形成 (レクリエーション・環境学習・保全創造活動等)

ウ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる

- 様々な主体の有機的な連携・交流(官と民、民と民等の連携、効果的な環境教育・ 学習、活動支援の充実)
- コーディネーターやリーダー (ゼネラリスト・スペシャリスト) など人材の育成と 継承
- 専門家との連携(学校や植物園・博物館等を含む)
- 中間支援組織の形成

エ 地域特性に応じた保全・創造とネットワーク化を進める

- 都市域の緑や水辺の創出、瀬戸内海沿岸域の環境回復、里地里山の再生、森林・農地の多面的機能の確保、絶滅する恐れのある貴重種やその生態系の保全再生等さまざまな取り組みの推進
- 手法や成果の共有、取り組みのネットワーク化
- 地域住民による自然の保全創造活動の支援
- 市町や県民局などの特色ある取り組みを促進・支援
- 分野横断的な取り組みの強化

7 おわりに

大震災は、人と自然とのかかわりについて本質的な問いかけを発するものとなった。 私たちは、都市の立脚基盤が自然であることを目の当たりにし、豊かな緑、清らかな水 辺、命ある多様な生き物などの恩恵をあらためて認識することになった。そして、復旧・ 復興の過程で、"自然との共生"についての、より深い認識のもと、"豊かな自然環境の 保全と創造に向けた取り組み"を展開してきた。10年の節目にあたり、これまでの歩 みを総括し、今後の更なる取り組みを進めていきたい。

1 はじめに (検証のねらい)

阪神・淡路大震災は、世界史にも稀有な大都市直下型大地震として、多くの人的・物的被害をもたらしたが、「活断層」が大きく注目されるなど、あらためて我々の都市生活が、予想をはるかに超えた大きな自然とその力の上に存在する極めて脆弱なものであるとの認識をもたらした。人々は、被災体験を通じて、"自然への畏敬の念"をあらたにし、"自然との共生"の大切さを身をもって知るとともに、復興過程では、さまざまな専門家、ボランティアが中心となり、"みどりのまちづくり"の取り組みの輪が大きく広がった。

大震災は、折しも世紀末にあった我が国の社会潮流の変化に大きなインパクトを与え、復興過程を通じて、少なからず、新世紀のパラダイムを予見し、これを先導してきたものと考えられる。ここでは、「環境問題」への取り組み、とりわけ"自然との共生"の分野について、復興10年の過程における歩みを総括的に検証し、県の施策展開などの成果と課題を明らかにすることとした。

本検証テーマにおいては、それまで先進的に進められてきた兵庫県における自然環境保全の取り組みが、震災を契機にどのような対応を迫られ、また、人々の価値観の変化や社会の成熟化等を背景にどのような展開を経て今日に至ったかをまとめた。さらに、10年の歩みの総括の上に、今後の展望と取り組みの展開に向けたいくつかの提案を試みている。

2 自然環境の保全創造の取り組みの経緯(県・震災までの展開)

(1) 自然環境保全の取り組みの経緯(県自然保護行政の歩み等)

都市化や開発の進行に対応し、自然環境を保全するために、昭和 46 年に、基本計画の策定や県独自の自然環境保護地区等の指定制度を内容とする「自然保護条例」を制定し、総合的な自然環境保全行政へ第一歩を踏み出した。

国においても、昭和47年に自然環境保全地域等の設定等を内容とする「自然環境保全法」制定された。そこで国の制度との整合を図るとともに、併せて緑化を推進するために、昭和49年に条例を改正し、「自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」を制定した。

(2) "全県全土公園化構想"の推進

我が国では、公害の防止など環境保全に一定の成果を上げてきた中で、アメニティ豊かな環境(快適環境の創造)が求められるようになってきたが、本県では、昭和 58年度に「全県全土公園化基本計画」を策定し、昭和 60年3月には、「全県全土公園化の推進に関する条例」を制定するなど、庁内調整組織を設けて"全県全土公園化構想"を推進し、"1億本植樹植林大作戦"など、うるおいとやすらぎに満ちた環境を創出するための施策を総合的に推進してきた。

(3) 「ひょうご快適環境プラン」の策定・推進

環境の保全と創造を地域の特性に応じて総合的に推進するための指針として、「ひょうご快適環境プラン」(平成2年3月)を策定し、"県民・事業者・行政が一体となった環境づくり"が方向づけられた。また、「貴重な自然」、「自然とのふれあい」、「まち

の美しさ・ゆとり」の視点から、貴重な動植物の保護や緑の保全・創出などが方向付けられた。

(4) "さわやかな県土づくり"の推進

全県全土公園化構想は、昭和63年には、"さわやかな県土づくり"と改称され、継続的な展開が図られてきた。(なお、構想スタート時以来、保健環境部環境局(昭和58年~、環境管理課)に全庁調整推進事務局が置かれたが、その後、生活文化部(昭和62年~、文化課・さわやかな県土づくり推進室)、都市住宅部(平成5年~、公園緑地課)と所属を移してきた。)

このような歩みの上に、つぎのような取り組みの展開を図っている矢先に、大震災に 遭遇した。

(5) 「環境の保全と創造に関する条例」の制定準備

"環境適合型社会の形成"を目指すものとして、公害防止条例、自然環境保全条例、 全県全土公園化の推進に関する条例を統合するとともに新たな規定を設け、同年3月 に制定すべく大詰めの段階にあった時に大震災に遭遇した。

制定作業が一時ストップするとともに、職員は復旧対策に忙殺された。そのような中で、あらためて震災の教訓と経験を踏まえ、見直しの上、震災直後の平成7年7月に制定がなされた。

(6) 「兵庫ビオトープ・プラン」の策定

"いきものと共生する県土づくり"報告(平成5年度)をもとに平成6年度に策定委員会を設置し、震災直後の平成7年3月に策定した。 質の高い自然環境の保全・創出を目指す行政・事業者・県民の指針として、さわやかな県土づくり推進室が所管した。

(背景) ・ 自然保全への関心の高まりと深まり

- 原風景としての生き物がいる自然への憧憬
- ・ 生命の躍動に触れることへの欲求の高まり
- 希少動植物の保護やビオトープなど生き物への対応の進展
- 安全でゆとりある環境は人と生き物に共通という認識の広がり
- ・ 人と生き物の共生への動き
- ・ ビオトープを巡る国内外の動き

(理念) ・ 生き物との共生 (ノーマライゼーション) の確立

- ・ 多様な地域生態系の保全・創出
- ・ 豊かな風土アイデンティティの醸成

(7) 「兵庫県版レッドデータブック」の策定

平成3年度から貴重な野生生物等調査事業として調査検討を進め、震災直後の平成7年3月に策定した。震災で明らかになった野島断層(地質Aランク)も追加された。

(8) 「県立人と自然の博物館」の調査研究、普及啓発活動の展開

平成4年度に開設された、「県立人と自然の博物館」においては、自然環境に関する様々な分野の専門家を擁し、自立的な調査研究活動をベースに、普及啓発や人材養成などが進められてきた。

3 震災がもたらしたもの

(1) 被災地の自然環境

震度の大きい地域においては、次のような、地盤の損傷など、自然環境への影響が あった。

断層、亀裂の発生

山間部の亀裂や断層の顕在化などが各所で発生するとともに、あらためて"活断層"の存在やその作用と土砂堆積層などの地質構造との関係、建築物や土木構造物

の被害と地盤条件との関係などが問題となった。

そこで、活断層、地形、地質、地盤、地震などの専門分野の違う第一線の研究者が集まり、理学、工学の専門領域を越えて、現地調査の実施や解析作業が行われた。

斜面崩壊による景観の損失

六甲山は風化しやすい花崗岩から成り、急峻な断崖層を形成している地形・地質上の弱点を補強するため、治山・砂防事業が進められてきたが、山腹の表層部が大地震の震動により滑落し、特に尾根部では大転石を伴う崩落や大規模なクラックが発生し、危険な状態になるとともに市街地からの景観を阻害した。このような斜面崩壊は調査の結果、大小合わせて1700箇所以上に上ることが明らかになった。

- ・ "緑"による防災上の効果
 - 一方、樹木などの植生は、そのしなやかさから、そのものへの被害は少なく、さらに、"緑"による防災上の効果が明らかとなった。
- (社)日本造園学会による緊急調査(第4章④「専門家による緑の緊急調査活動」 参照)によると、基盤がしっかりしている限り、樹木が地震によって倒れたりしな いことに加えて、次のような"緑"の役割が示された。
 - ① 樹木が建物などの倒壊を防ぐ支持機能
 - ② 根系による土壌基盤の安定化機能
 - ③ 緑地スペースによる落下物等緩衝機能
 - ④ 緑が持つ水分による延焼防止効果

また、これらの緑地が都市内でネットワーク化されることなど、緑の階層構造の 意義が示された。

さらに、公園・緑地、河川沿い等のオープンスペースが、被災者のテント・仮設 住宅の設置場所になるなど、被災地周辺の自然的環境の果たした役割は大きい。

このような中で、"緑"が人々に安全・安心感、やすらぎと癒しを与えることになった。

"多くの野生の生き物が生息できる森・林・川・池・公園などのあることが、野生の生き物の生息だけでなく、治水・防風・防火機能などを果たし、また、避難地などにより、人にとっても安全で潤いとゆとりを与えてくれることが明らかになった。"

(「兵庫ビオトープ・プラン」)

一方、水道水の供給が途絶える中で、河川水が消火用水として求められるとともに、身近な河川、水路の水が、洗濯や食器洗い等の生活用水として利用されるなど、 豊かで清らかな水や水辺への希求が高まった。

(2) 人々の意識と行動

地震の巨大なエネルギーと被害の大きさは、人々に自然への畏敬の念を与える一方、水や緑がもたらす恩恵を身をもって知ることにより、人々に、あらためて自然との共生の大切さを認識させることとなった。

さらに、内外から駆けつけたボランティア活動は、被災者救援を中心に大きな貢献を果たすとともに、さまざまな分野へと広がりを見せ、自然環境の保全・創造という分野でも、関係分野の専門家と市民ボランティアが連携し、活動の輪を広げた。

〇 自然への畏敬の念

震災の経験を経て、制定された、「環境の保全と創造に関する条例」の前文には、 次のような、記述が挿入された。また、「兵庫ビオトープ・プラン」など震災後、ま とめられた計画などの知事の巻頭言などの端々に、"自然に対する畏敬の念"が述べ られている。 "折しも発生した阪神・淡路大震災は、私たちに自然への畏敬の念を失ってはならないという戒めを与えるとともに、人と人との協力の重要性とそれがもたらす成果の大きさを示した。" (「環境の保全と創造に関する条例」前文)

○ 自然との共生の認識

そして、自然の摂理を知り、その上に安全な都市、生活を築くことの大切さが認識され、"活断層"という言葉が大きく取り上げられるなど、身近な地質、地象への関心が高まりを見せた。

一方、水や緑などの豊かな自然が防災、安心への寄与を証明したことにより、自然との共生意識が高まり、人々の価値観が、生命・環境の尊重と多様な共存・共生 こそ大切という方向へ変わってきたと言うことができる。

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年6月に策定された、「環境 基本計画」の知事あいさつ文では、

"大自然の摂理に畏敬の念を持ち、自然とともに生きることの大切さを改めて、 痛感したところです。今こそ、人間の営みは自然の一部であるという認識に立ち、 利便性、効率性を優先してきた、これまでの考え方を見直し、人と自然が豊かに調 和し共生する社会をめざしていかなければなりません。"と述べられている。

また、環境基本計画の内容にも、"阪神・淡路震災復興にあたっての環境への配慮"の章を設け、①環境への負荷の少ないまちづくり と併せ、②自然と共生したゆとりと潤いのある美しいまちづくり として、自然の地形や地質に応じた土地利用、緑豊かなゆとりの空間の充実・整備、緑化の推進や生物の生息や親水性、景観等に配慮した水辺づくり等が盛り込まれた。

都市計画分野においても、緑や水辺は都市の重要なエコロジカル・インフラであるとの再認識のもと、公園や都市内樹林などの整備や水辺のエコアップ、さらに、"都市の面的な自然構造を基礎にした公園・緑地計画"、緑や水辺をつなぐネットワークなど、"機械指向型都市から生物システムを指向した都市へ"さまざまな調査、提言がなされた。

〇 ボランティア・協働の体験

被災者救助、復旧、生活支援等のためのボランティア活動が被災地周辺のみならず全国各地へと広がっていくとともに、まちづくり、緑化の推進など、専門家を中心に目的を明確にした活動も活発に展開された。

とりわけ、被災地に緑を取り戻す運動がわきあがった。

「ひょうごグリーンネットワーク」による被災地に白い花などのシンボルツリーを植えるための募金活動や苗木の配布、「ドングリネット神戸」の神戸の街に森をつくる活動など

「ランドスケープ復興支援会議 (阪神グリーンネット)」

平成8年2月に発足。メンバーはコンサルタント会社、造園施工会社、研究者など。まちづくり協議会と公園、街路などについて話し合ったり、生け垣づくりの相談に応じたり、花の苗を広場や仮設住宅に配ったりしてきたが、その後、「全国トンボ市民サミット」の開催、農都・共生ネットこうべの設立など、「人と自然が共生する地域(まち)づくり」へと活動を展開し、ネットワークを広げてきている。

こうした活動の中で、花と緑が復興のシンボルとなり、人々の心を通わせ、つな ぐ潤滑油ともなった。(第4章⑤「復旧・復興と緑の市民活動の推進」参照)

(3) 成熟社会に向けた動き

震災は、現代社会のあり方に大きな警鐘を与えるとともに、21世紀へと向かうわが国が抱えるさまざまな問題点が一挙に顕在化することになった。また、震災は地域

経済の落ち込みをもたらす一方で、本当の豊かさとは何かを問いかけ、教訓として学んだ"自然との共生"を大きなテーマとして復興過程を通じて取り組む中で、"成長型から安定・成熟型へ""ゆとりややすらぎの希求"など、成熟社会に向けた動きを牽引していくことになった。

ここでは、「阪神・淡路震災復興計画」(フェニックス計画)に掲げられた内容をもとに、計画の目指したものを振り返りながら、この間の動きをまとめた。なお、復興計画の策定プロセスを軸として、さまざまな分野の専門家や市民の"参画と協働"が図られていった。

○ 復興計画(平成7年7月策定、目標年次:平成17年)

基本理念のテーマとして、"人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり"が大きく掲げられ、"自然への畏敬の念を持ち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める。"こととされた。

○ 後期5か年推進プログラム(平成12年11月)

上記理念のもと、"自然環境と人の営みが共生する持続可能な(サスティナブル)循環型社会をつくる"ことが、これからの5年間の5つの基本目標の一つに掲げられた。また、"大震災の教訓から、豊かな自然環境の回復、創出に取り組み、住民が日頃から自然環境に親しみながら、自然への畏敬の念を抱きつつ、まちづくり、地域づくりを進めていくことが重要である。"とされ、自然環境の保全から積極的な創造へと方向づけがなされるに至った。

○ 最終3か年推進プログラム(平成14年12月)

これまでの多様な主体による「協働復興」の歩みの上に、"「参画と協働」を基調とした新しい動きを、21世紀の地域づくりにつないでいき、次なる飛躍へと進められるよう全力で取り組んでいく"ことなった。

(資料1 「震災復興計画策定の経緯と概要」参照)

4 復興過程における取り組みと施策展開など

震災復興の10年間は、世紀の変わり目とも重なり、成熟社会へ向けた取り組みにより、各分野においてさまざまな展開が図られたが、自然環境の保全・創造の分野においても、県をはじめとする行政のみならず、専門家と連携したNPOの活動などに見られるように大きな展開があった。

(資料2 「自然環境保全施策の推進」[震災後から現在に至る取り組み]参照)

ここでは、初動対応期、復旧期(平成 $7\sim9$ 年度)、復興初期(平成 $10\sim11$ 年度)、本格復興期(平成 $12\sim16$ 年度)と順を追って概観してみる。

(1) 初動対応期の状況

- 行政の環境部門においては、有害物質や汚染物質の漏洩防止や浄化対策、がれき等の 災害廃棄物の処理対策や仮設トイレの設置など、"生活環境の保全や""健全な循環系" の再構築に対して優先的な取り組みがなされた。
- 市民は避難所などで、生活の再建に追われる中で、被害及び初動対応を通じて、あらためて自然への畏敬の念、自然との共生の認識、ボランティア・協働の体験を共有することにより、「環境」の重要性の認識のもとに、環境の視点で考え、行動していく契機となった。
- 専門家の調査活動等により、まちの"緑"が果たす役割などが示されるなど、まちづくりに向けた課題・対処策等が明らかになっていった。
- なお、六甲山近郊のイノシシ等の野生動物については、震災後特に大きな行動の変化 は報告されていない。

(2) 復旧期(H7~H9)

○ 震災による被害の復旧

- ・ 市民の生活再建が進められる中で、約1か月を経て、自然とのふれあいなどのレク リエーションや芸術文化活動が求められるようになっていった。
- ・ 六甲登山道については、崩落、落石、擬木倒壊等により、97コース中48コース に被害があり、順次、通行止め・落石注意看板を設置し、ロープ等で立ち入り禁止措 置をしていたが、その後、県と神戸市が分担し、国に要望の上、既定の補助事業(「ふ るさと自然のみち整備補助事業」等)を活用した復旧工事が行われた。また、「兵庫県 勤労者山岳連盟」等により、危険箇所の踏査や看板や迂回路の設置など応急措置の実 施に多大な協力を得ることが出来た。

なお、「阪神・淡路大震災復興計画」の中に"人と自然とのふれあいの場の整備" として六甲山系登山道復興整備事業が位置づけられ、概ね2か年で復旧工事を完 了した。

- ・ 六甲山系の国立公園内の利用施設(運輸交通・宿泊休憩・研修・保養・遊園・展示等)においても、地盤沈下、落石、土砂崩壊等による建物の損傷や備品什器・給排水管等の破損、さらに道路の損傷や交通機関の運休等に伴い、多くは1~3か月、中には1年以上の休業を余儀なくされたものもある。
- 「六甲山系グリーンベルト整備事業」の始動

「阪神・淡路大震災復興計画」(平成7年7月策定)の中で"災害に強く、安心して暮らせる都市づくり"の主要プロジェクトとして、"山麓における防災機能を強化する緩衝緑地空間の整備を推進するため"の「六甲山系グリーンベルト整備事業」の実施が位置づけられ、学識経験者や市民の意見を聴きつつ、事業が始められた。(①「六甲山系の緑の回復・創出の推進」参照)

環境保全創造施策の推進

これまでの環境施策の取り組み(第2章参照)に震災の経験を織りこむとともに、新たなステージに向けたさまざまな保全創造施策が企画推進された。

- ・ 震災時、策定の最終段階にあった「兵庫ビオトープ・プラン」を震災の経験を踏ま えた内容として策定、地域別地図・プランを順次策定
- ・ 同じく、立案過程にあった「環境の保全と創造に関する条例」に震災の経験と対応 を織り込み制定(平成7年7月)、条例をもとにした環境施策の展開
- ・ 「環境基本計画」の策定(平成8年6月)~環境適合型社会形成のための施策 第 8章"阪神・淡路震災復興にあたっての環境への配慮"
- ・ "参画と協働"による環境保全創造活動の拠点として、(財)ひょうご環境創造協会 を設立、普及啓発・環境学習・活動支援事業の推進
- 「流域水環境保全創造指針」の策定(平成8年6月)
- ・ 「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念及び基本方針」の策定(平成8年5月)
- 「河川法」の一部改正(環境を目的化)(平成9年6月)
- ・ 「兵庫県ため池整備構想」の策定(平成10年3月)など

(3) 復興初期(H10~H11)

このように、環境の保全創造の考え方が河川やため池をはじめとして、土木行政や 農林行政部門に大きく取り上げられ、内部化されるとともに、さらにまちづくり部門 や法施行体制の充実へと進んで行った。

- ・ 県土整備、土木事業等に際しての環境配慮、保全創造の内部化改正「河川法」に基づく事業推進体制の充実、「海岸法」の改正(平成11年5月)
- 「まちづくり基本条例」の制定(平成11年3月)
 〜大震災の教訓をもとに安全なまちづくりを進めていくために、県は"環境との調和に配慮した自然と共生するまちづくりに関する施策"を講じていく。
- ・ 「コミュニケーション型県土づくりモデル事業」の開始(平成 11 年度) ~県民の参画と協働による社会基盤の整備の取り組みをモデル事業として開始

(4) 本格復興期 (H12~H16)

「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定など、新たな世紀に向けた計画づくりや施策立案が進み、同ビジョンに掲げられた4つの社会像の一つである「環境優先社会」に向け、"人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会"、「美しい兵庫」を目指す取り組みが進められてきた。

- ・ "共生と循環の環境優先社会" を目指した本格的な取り組みの開始 (「21世紀兵庫長期ビジョン」の策定(平成13年2月)、「新兵庫県環境基本計画」 の策定(平成14年5月))
- ・ 水系を基軸とした自然・環境の再生・回復の推進

(「せとうち環境創造ビジョン」(平成13年3月)「ひょうごの森・川・海再生プラン」 (平成14年5月)の策定・推進等)

- (②「水環境の保全創造の推進」参照)
- 農林水産業における多面的機能の維持、保全、活用方策 (「森のゼロエミッション」(平成 11 年 3 月策定)の展開、「ひょうご農林水産ビジョン」の策定(平成 13 年 3 月))
- 緑について"確保"を超えて"創造"へ (「さわやかみどり創造プラン」の策定(平成13年3月))
- ・ "緑あふれる兵庫"を目指す21世紀の森づくりの推進 (「21世紀の兵庫の森づくり記念植樹事業」「ひょうごグリーンネットワーク運動」「み どりのコミュニティデザイン」などへの展開)
- ・ 自然の積極的な回復・復元の取り組み

(土取り跡地に緑を復元した淡路夢舞台での淡路花博ジャパンフローラ 2000 の開催、「尼崎 2 1 世紀の森」構想の策定と森づくりの推進)

- (③「自然・環境の再生・回復の推進」参照)
- ・ 構想段階からの各階層の参画と協働による事業実施 (「公共工事5%システム」の実施、戦略環境アセスメントの導入検討)
- ・ "美しい兵庫"を目指す、景観の保全・形成の充実 (「私の好きな兵庫の風景 1 0 0 選」の選定(平成 15 年 5 月)、「景観の形成等に関する条例」の改正(平成 16 年 10 月))
- ・ 各市における"環境"をテーマとした取り組み

(「環境学習都市」(西宮市・平成15年)、「庭園都市」(芦屋市・平成15年)等)

[県における主要プロジェクトの推進]

ここでは、県の取り組みの中で、"緑""水環境""自然再生"等に関する主要なプロジェクト等についてまとめる。

ア 六甲山系の緑の回復・創出の推進

- ・ 震災からの教訓をもとに、「六甲山系グリーンベルト整備事業」が、復興計画の中で "災害に強く、安心して暮らせる都市づくり"の主要プロジェクトに位置づけられ、 平成7年9月に、学識経験者や市民からの意見を広く聴くため、「六甲山系グリーンベルトの整備に関する懇談会」が設置され、まとめられた提言を受けて検討の結果、平成8年3月に「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」が策定された。
- ・ 提言では、"土砂災害の防止はもとより、良好な都市環境、風致景観、生態系及び種の多様性を保全するとともに健全なレクリエーションの場を市民に提供し、無秩序な市街化の防止に寄与する空間として整備・保全されるべきである。"また、"復興のシンボル・プロジェクトとして市民の理解と協力を得ながら整備され、また、このプロジェクトの推進を通じて災害の教訓を末永く後生に伝え続けるべきである。"とされた。これを受けて基本方針において、整備に当たっては、"樹林の現況を十分把握した上で自然の生命力を活用し、樹林の持つ多面的な機能を保全、育成していく"

こととされた。

- ・ 事業に当たっては、「六甲山系グリーンベルト樹林整備マニュアル」なども策定され、 地域固有種などを用いた植林が始められ、"緑の砂防"が進められている。このプロセ スには市民ボランティアなどが植樹作業に参加し、住民参加型のグリーンベルト整備 が展開されてきている。
- ・ なお、平成15年から、六甲山を市民グループの連携で活性化すべく、ワークショップ形式による検討が進行中である。その中で、参加者からの提案で2006年5月3日(仮称:六甲山の日)に六甲山をテーマに一大イベントを開催すべく議論がなされているとのことである。

イ 水環境の保全創造の推進

- ・ 豊かな水環境づくりのために、「環境の保全と創造に関する条例」の規定に基づき、水環境の概念を、流域全体に広げ、水質の保全はもとより、これと密接不可分な水量や親水空間の確保及び生物生息空間の保全と創造を図っていくため、「流域水環境保全創造指針」が定められた(平成8年6月県告示)。この内容の周知を図るとともに、市川流域をモデルとして、平成7~9年度において、水質、水量、生物等の現地調査や住民アンケートを実施するとともに、関係者の参画を得て保全創造方策の策定が行われた。
- ・ 一方、河川管理者において、治水・利水に加えて親水施設の整備や景観形成を中心とした河川の空間機能の向上とともに人と自然が共生する"さわやかな県土づくり"を目指した「"ひょうご・人と自然の川づくり"基本理念及び基本方針」が平成8年5月にまとめられ、広く県民参加のもとに河川環境の整備が進められてきた。
- ・ 国においても、河川審議会において、平成8年6月、「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」の答申がまとめられ、これを受けて地域との連携による治水・利水・環境の総合的な河川整備の推進を目的として、河川法の一部改正が平成9年6月になされた。
- ・ また、震災の教訓をもとに"水と緑のネットワーク整備"として、日常は人々が憩い、自然や生き物にふれあえる空間として、また災害時には避難路や延焼遮断帯などの防災空間となるよう、「河川緑地軸」などの整備や、市街地において「せせらぎ水路」整備や緑化などが進められた。

ウ 自然・環境の再生・回復の推進

- ・ 土取り跡地に緑を再生した淡路夢舞台において、平成 12 年に「淡路花博(ジャパンフローラ 2000)」が開催され、多くの観客が来訪するなど、自然・環境の再生・回復の先駆的な取り組みとして、国内外に発信がなされた。
- ・ 瀬戸内海沿岸域に残された貴重な環境の保全のみならず、失われた良好な自然環境 を取り戻すとともに望ましい環境を創造していくため、「せとうち環境創造ビジョン」 (兵庫県瀬戸内海沿岸域環境保全創造方策)が平成13年3月に策定された。

ねらいとして、①これまで、経済効率・利便性を優先するあまり、沿岸域の環境を悪化させてきたことを反省し、沿岸域の利用を、環境を重視し多様な自然との共生を基本とする持続可能なものにしていくこと ②過去の自然の回復のみならず、遊休地の活用等により沿岸域を緑地にするなどの積極的な環境創造を進めていくこと ③地域の自然や歴史・文化などの個別性、固有性に配慮した、県民が心から満足できる瀬戸内海沿岸域の望ましい環境づくりを実現していくため、県民が主体となって望ましい環境づくりを進めていくことが掲げられ、沿岸域の環境保全・創造のため、砂浜や磯、干潟、藻場等の回復・創出や海辺の公共化などが方向づけられた。

このような瀬戸内海沿岸域の失われた自然環境の回復・創造を進め、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するとともに、「環境の世紀」を切り開く先導的なまちづ

くりのモデルを世界に発信していくため、水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森構想」が平成14年3月に策定された。

「尼崎21世紀の森」の推進にあたっては、平成14年8月に市民、企業、各種団体、学識者等からなる推進母体の中核組織として、「尼崎21世紀の森づくり協議会」が設立され、森づくり・まちづくりの推進のためのさまざまな活動に取り組まれてきている。

また、行政においては、森づくりの円滑な推進を図るために、推進会議、連絡調整会議(国県市)等を設置し、総合的な調整を図りつつ、パイロットプロジェクトである「尼崎の森中央緑地」の整備や、環境にやさしい交通システムの検討などが進められている。

・ さらに、平成 14 年 5 月には、「ひょうごの森・川・海再生プラン」が策定され、自然再生や健全な水循環の回復などの観点から、ひょうごの森・川・海再生に係る施策・事業を総合的に推進するとともに、流域に暮らす人々と豊かな自然との関わりの回復を目指し、参画と協働のもと、流域ぐるみで特色ある取り組みを進めている。

そこで、本庁及び各県民局に森・川・海再生推進本部が設置され、施策・事業の総合的な推進が図られるとともに、県内12の河川流域ごとに、流域協議会が設置され、流域住民、NPO等民間団体、事業者、行政等による参画と協働による取り組みの推進が図られている。

また、地域住民による環境再生への取り組みの成果が良くわかる場所として、流域ごとに設定された16地区の「先導モデル地区」において、地元に暮らす人々の参画と協働による取り組みに対して支援を行いながら、多彩な取り組みを実施し、住民参加のもと各種の取り組みが進められている。一方、各地区においては、地元住民が環境に関心を持ち、上・中・下流との交流を通し、森・川・海を考える取り組みが始まるなど、環境保全活動が活発になってきている。

さらに、森・川・海をフィールドにした体験・交流型環境学習の推進を図るため、里山、森、海、水辺など地域の特色ある自然を格好のフィールドにして、地域住民や小中学校とも連携した"体験型環境学習"や"上・下流の交流型環境学習"の実施が進められている。

- ・ このような自然再生の取り組みとしては、コウノトリの野生復帰を目指した豊岡盆地における取り組みや、但馬北部の貴重な自然生態系の保全・再生と利用の新たなモデル拠点づくりを図るため「上山高原エコミュージアム」が推進されている。また、平成16年度から新たに、「貴重な自然生態系保全・再生活動支援事業」として、ベッコウトンボが生息する播磨ため池群や湿原・ススキ草原など高山植物が生育する氷ノ山周辺地域の自然生態系の保全再生を科学的な調査データをもとに、専門家や地域住民、関係行政機関等が連携して進めていく取り組みが始められている。
- ・ また、県民局においては、地域や流域の特性に応じた自然環境の保全再生を進めるため、「ひょうごの森・川・海再生プラン」に基づく地域の取り組みを進めるとともに、現地解決機能の強化に伴い、「御前浜の水環境再生」(阪神南県民局)、「宝塚市北部湿原群保全・活用方策」(阪神北県民局)、「論鶴羽山系総合プラン」(淡路県民局)など、地域の独自事業の企画立案・推進を始めている。

「専門家・市民の活動・取り組み〕

ここでは、復旧・復興のプロセスで、みどりの専門家や市民が、どのような活動を進め、どのような役割を果たしてきたかについて述べる。まず、震災直後の"阪神・淡路大震災後の緑の緊急調査"のはじまりや概要、続いて、震災約一年後から本格的に組織化されてきた"緑の市民活動の推進"についてまとめる。これらは、復旧・復興を期を通して継続的に展開されてきた。さらに、近年進んでいる"参画型公園マネジメント"について言及する。

エ 専門家による緑の緊急調査活動

(7) 緑の緊急調査の実施

誰もが経験したことのない阪神・淡路大震災を経験した直後から、(社)日本造園学会は調査活動を開始したのであるが、その概要と提言について述べる。

1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災は、これまでに経験したことのない膨大な人的および物的な被害を近代都市にもたらした。被災地の速やかな復旧・復興には、詳細な現状把握が必要不可欠であるため、(社)日本造園学会・阪神大震災調査特別委員会(清水正之委員長)が造園学会関西支部のメンバーを中心に緊急に設置された。現地調査は1月25日~2月13日に実施され、緊急報告と提言が2月24日になされた。調査特別委員会の立ち上げ時に、当時の造園学会長の井手人人氏のメッセージを松崎事務局長が携えて来阪し、造園学会としての取り組みが調査特別委員会の席上で確認されている。当時、日本建築学会、日本都市計画学会では、被災地全域の全建物の被害程度に関する悉皆調査が開始されていた。

調査は、①オープンスペースの被災実態、②オープンスペースの利用実態、③避難地として利用された都市公園の実態、④植物の被災実態と被害軽減効果などであった。調査に際して、調査項目の設定、調査票の作成等に関して、関東からわざわざ斉藤庸平氏に来阪いただき、委員会の会議に参加して、多大な協力・支援を得ることができた。同時に、造園学会での防災に関する研究者層の薄さを実感した次第である。

調査は、担当地区を分けて、大阪芸術大学、大阪府立大学、京都大学、京都造 形芸術大学、京都芸術短期大学、姫路工業大学(兵庫県立大学)などの研究機関 の教員や学生、鳳コンサルタント、東邦レオ、都市緑地研究所、景観設計研究所 などの事務所職員、そして大阪府、兵庫県、神戸市、大阪市などの行政職員に加 えて、千葉大学をはじめ多くの学生達が参加して進められた。

調査で、公園が避難、救援、救護の拠点になったことを確認するとともに、緑の様々な効果を確認することができた。例えば、木造二階建ての家屋の一階部分が崩壊したものの、二階部分が街路樹などに支えられて原形を保った状態で敷地内に留まり、道路にはみ出ていない状況、街路樹などが焼け止まり果たした状況、建物のガラスやタイル片が植え込みに落下している状況などである。

なお、これらの調査の最初の報告は 2 月に発行された学会誌で「阪神・淡路大震災の復興に向けての緊急声明」「阪神大震災調査特別委員会緊急報告」として公表されている。緊急声明の中では、「・・・・・日本造園学会は以下の通り提言を行い、その実現に向けて関係機関の速やかな対応を期待するとともに、本会としても会員の総力を挙げてあらゆる協力を行うこととしております。」と記述し、①現地調査の公表、②緑とオープンスペースの役割について、防災的観点から見直しを行うこと、③防災公園の機能強化の重要性、④これまでの蓄積をいかした長期的視点に立った新しい都市づくり、環境形成に向けての提言と取り組みについて表明しているところである。

(イ) 提言

緊急調査は一定のルールに基づいて、公園や緑に関わる被害や果たした役割などを客観的に調査し、データとして収集・保存し、分析することであるが、調査を進めながら、夜半に会議を重ねるごとに復旧・復興計画への提言が重要な議題になってきていた。2月になると各種学会、団体、個人から行政に対して、復旧・復興計画に資するべく多くの提言が出されていたからである。

震災復興計画策定までの国、県の動きは(資料1)に示すとおりであり、(社) 日本造園学会・阪神大震災調査特別委員会からも、2月24日に緑の視点からの提 言と緊急調査の概要を兵庫県、神戸市などに提出した。提言の内容は、(資料3) に示すとおりであるが、多くの関係者が調査を終えた後、何回も夜を徹して議論 して生まれたものである。

2月24日の夕刻には、大阪にて報道各社に緊急調査の報告と提言を公開した。 その結果、テレビやラジオなどで報道されると共に、新聞各紙で(資料4)に示すようなタイトルで報道されることとなった。なお、ここには本テーマに関連して報道された記事についても掲載している。

その後、3月17日に中間報告作成、6月30日には最終報告書の作成と配布へと 到っている。

オ 復旧・復興と緑の市民活動の推進

(ア) 「阪神グリーンネット」の誕生

震災直後から各種団体、個人を基礎にして、花みどりを媒介とした復旧・復興への支援活動が積極的に展開されていた。これらの活動が、震災約一年後から組織化され、新たに展開する状況について述べる。

阪神・淡路大震災から一年余が経過した 1996 年 2 月 6 日第 1 回ランドスケープ 復興支援会議(略称:阪神グリーンネット)が神戸市・三宮のビルの一室で開催 された。造園界の何人かの有志が呼びかけたものであった。予算も組織も何もな い状況であったが、民間会社の好意で会議室を借りて開催された。会議室を埋め 尽くした数十人の被災地内外からの参加者が、復旧・復興にどのように貢献でき るかについて、様々な立場から熱い議論が交わされるなど、「参画と協働」のはじ まりともいうべき様相を呈していた。

そこには震災直後から花や緑を通じて活動してきた団体や組織のメンバーに加えて、自分達の地域を花や緑で復興したいと主張するまちづくり協議会などの主婦や老人、何か貢献できないだろうかと考えている学生、今、自分たちが持っている技術でこれまで以上に貢献しようとする緑の専門家、愛好家、公務員などがいた。

設立に参加した団体や組織は、各地のまちづくり協議会、ドングリネット神戸、 復興支援グループ「ガレキに花を咲かせよう」、コープグリーンネット、シンクタ ンク・ユイ、兵庫県立人と自然の博物館グループなどであった。この会議で、こ れまで活動していた、あるいはこれから活動しようとする様々な個人や組織が「緩 やかに連携した組織」としての阪神グリーンネットが立ち上がり、その後の展開 へと繋がっていくことになった。

活動の目的は、①草花の苗の配布や押しかけ緑化などの実践的活動、②緑のまちづくりに関するアドバイス活動、③他の専門的なグループや市民との連携、協力であった。最盛期には、メンバーは 100 名を超えていた。

設立当初の花・緑を通じた多様な活動を辿ってみると(資料 5)に示すごとくである。また、震災後発足した主な緑のまちづくりグループのの概要は(資料 6)に示すとおりである。

主な取り組みとして、「南芦屋浜団地のだんだん畑~コミュニティ形成の場としてのオープンスペース整備」、「深江駅前花苑~深江地区街づくり協議会主導行政・専門家支援型の公園づくり」、「平磯のビオトープ池~垂水区平磯恋人岬の事例」がある。このうち、「深江駅前花苑」については、都市計画系のコンサルタントからの要請を受け、まちを緑化するというハード整備のみならず、みんなで緑を創り出すことで地域活動やコミュニケーションを活性化させるというソフト面の両面から、専門家やさまざまなNPO、行政との連携による公園づくりが進んだ。

これは、空地となっていた駅前の都市計画用地を暫定利用して公園整備したものであり、神戸市景観ポイント賞特別賞を受賞するとともに、「まちづくりスポッ

ト創生事業」等へ取り上げられていくことになった。

このような様々な活動を展開してきたが、植物を植えるための土を持って行ったとき、「花苗よりも土は重くて運び辛いのでありがたい」とお礼を言ってくれた 老人の言葉は印象的である。

(イ) 組織づくりの実践的学習

これまでの活動を振り返ると、誰もが意識していなかったが、組織づくりの実践的学習を被災地の現場でしてきたのではないかと思われる。大まかには、①「独自で」、②「集合して、連携して」、そして③「再び独自で、独立して」活動してきた時期にわけられるようである。

震災後一年間程度は、各個人や組織は地域密着あるいは各々のテーマに基づいて「独自で活動」していた。「各地のまちづくり協議会への支援」「ガレキに花を」「仮設住宅での野菜畑づくり」「ドングリネット神戸」などの諸活動であった。これらの組織が呼びかけ役として、1996年2月6日に阪神グリーンネットの設立になったのであるが、実に様々な団体、個人が集まることになった。例えば、「この会に参加すると自分たちの広場に植える樹木がもらえる!」と聞いて参加したという主婦の方もおられ、現実に樹木を入手することができたというエピソードもあった。

阪神グリーンネットの活動は、まちづくりや組織づくりの実践的学習であったと言える。ワークショップの進め方を学習し、会得し、現場で花みどりを通じて展開することができた。この活動を経験して、会社から独立してしまったメンバーもいるほどである。様々な団体や個人が徐々に「集合して、連携して」花みどりを媒介にした活動がはじまりだしたのである。「緩やかな連携」は、①誰もが参加しやすい、②地域から信頼が得られ、活動しやすい、そして、重要なことは③活動資金を得やすいことであったといる。「阪神グリーンネット」は、パートタイムで個人や組織が集合して、連携できる「絆」であるとも言えるのではないだろうか。

しかし、まもなく活動が9年を迎えるのであるが、新たな組織で独立したり、 再び独自で新たな活動をはじめる時期に来ているようである。しかし、この背景 には「緩やかな連携」にいつでも戻ることができるという安心感がメンバーにあ ることは言うまでもない。

(ウ) 貫いた思想

活動の成果として、ヒマワリの種蒔きや草花の苗配布、学校ビオトープづくり、松本地区、新長田地区など各地でのまちづくりやせせらぎづくり支援、平磯のビオトープづくり、深江駅前花苑づくり、移動生け垣の試作と設置などがある。わずかばかりであるが被災地の花・緑環境の整備、復興に貢献できたのではないだろうか。

そして、まちづくりや花みどりづくりを意図する組織づくりへの支援にもなっていたのではないかと考えられる。「参画と協働」を現場で実践する住民組織が成長し、活動をはじめていたと言える。これらの諸活動の背景には、現場で学び実践する「現場主義」、人と人、人と自然の「共生の思想」があったと言える。

ここで述べてきた様々な住民主体のまちづくり、公園づくり、組織(コミュニティ)づくり支援活動の成果は、兵庫県北摂整備局、(社)日本造園学会編の「有馬冨士公園運営計画策定業務報告書」、国土交通省・兵庫県の「大都市における住民主体の環境形成調査」((資料8)参照)、(財)阪神・淡路大震災記念協会編の「大都市におけるまちづくりの主体となるコミュニティ形成調査」や「緑空間のマネジメント」((資料10)参照) へと展開している。

(エ) 「ひょうごグリーンネットワーク」の活動

建築家の安藤忠雄氏や哲学者の梅原猛氏ら8人が呼びかけ人となり、被災地で緑豊かなまちづくりを目指す運動を行うもので、1996年3月に発足した。文化人・経済人らでつくる「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」の一事業として、広く全国の個人、企業、自治体から成木や苗木、寄付金を募り、県内の被災地10市10町に建設される復興住宅12万5千戸に、1戸あたり2本ずつ苗木を配ろうという趣旨で、10年間で25万本を目標にした。震災後は仮設住宅の建設が急がれ、ライフラインや道路等のインフラ整備が最優先されていた。このため、町は、ほこりっぽく、緑が少なく、まるで潤いのない光景が広がっていた。そこで復興はまず緑からと考えたのが動機となった。気候と地質に合う桜、モミジからサザンカ、ツバキ類など53種類を選定し、被災市町を窓口にして、住宅を再建する人たちに無料で2本ずつ贈るとともに、公園や町角にも植樹することとし、同年7月に植樹運動を本格的にスタートした。全国市長会から贈られたイチョウの木を兵庫県公館に植えたのが、その第一号記念植樹となった。

以来、これまでに全国から約 16,700 本の苗木や約 4億円の苗木代の募金が寄せられており、総計約 30 万 5 千本の植樹を行ってきた。阪神間では鎮魂の願いを込めて"白い花"の咲くコブシ、ハクモクレン、ハナミズキなどが多く植えられ、春に花を咲かせている。

なお、2001年に30万本の植樹を達成した際には、天皇皇后両陛下をお招きして 淡路夢舞台で記念植樹式を開催し、両陛下が自らタイサンボクをお手植えされた。 またこの運動の一環として、兵庫県内で採取されたドングリが「苗木のホーム ステイ」として徳島県のボランティアによって育てられた後兵庫県に里帰りし、 兵庫・徳島両県のボランティアで被災地に植えられるなど、"被災地緑化"を通じ た交流の輪も大きく広がっている。

(資料7 「ひょうごグリーンネットワーク活動のあらまし」参照)

カ 参画型公園マネジメントの推進

平成11年度に「有馬冨士公園運営計画策定業務報告書」が(社)日本造園学会によってまとめられた。一部開園した都市公園のマネジメントについて、住民参加を通じて策定したものであり、最終的に、住民、学生、団体、専門家、行政などで公園をマネジメントする「計画・運営協議会」のあり方を提案している。

その後、この動きが実現化され、計画・運営協議会のもとに、コーディネーション部会、場所づくり部会が設置され、住民参加による様々なイベントとしての夢プログラムが環境学習・教育も視野に入れながら進行中である。この動きは、別の県立公園である丹波並木道中央公園(仮称:未開設)で「森の円卓会議(ラウンドテーブル)」としてさらなる展開を始めている。

これらの動向は、「県民の参画と協働」「プロセスの共有」を基礎にしたまちづくり、地域づくり、コミュニティづくりの先導的なモデルとして注目されている。

5 自然環境の保全創造の取り組みの成果(10ヶ年の総括)

(1) 県における取り組みの成果

ア 「環境の保全と創造に関する条例」をもとにした環境行政の総合的な展開

"参画と協働による環境適合型社会の形成"を目指し、環境の保全と創造を総合的・計画的に推進するため、「環境の保全と創造に関する条例」を震災直後に制定し、「環境基本計画」の策定・推進を伴いつつ、"公害の防止等"に加え、"自然環境の保全"、"ゆとりと潤いのある美しい環境の創造"、"地球環境の保全等"の施策を体系的に推進してきた。

イ 「兵庫ビオトープ・プラン」を軸にした自然環境保全・創造の展開

質の高い自然環境の保全・創出を地域特性に応じ総合的に推進していくための指

針として、震災直後に制定し、7つの地域ごとの地図・プランを作成し、施策展開や公共事業における環境配慮のよりどころとしてきた。

ウ 自然再生の取り組みの具体的な展開

「流域水環境保全創造指針」や「せとうち環境創造ビジョン」などを策定し、水環境等を総合的にとらえるとともに、それらの回復・創出などの方向を示した。また、「尼崎21世紀の森」、「上山高原エコミュージアム」等の個別プロジェクトにおいて具体的な展開が図られた。

エ 参画と協働による自然環境の保全・再生の推進

「ひょうごの森・川・海再生プラン」に基づく流域ごとの協議会や"先導モデル地区"における取り組み、また、「尼崎21世紀の森」、「上山高原エコミュージアム」等のプロジェクト、「貴重な自然生態系保全・再生活動支援事業」等における地区協議会などにおいて、参画と協働による自然環境の保全・再生が始まっている。

オ 新県民局体制による地域の固有課題への対処

現地解決機能の強化に伴い、「御前浜の水環境再生」、「宝塚市北部湿原群保全・活用方策」「論鶴羽山系総合プラン」など、地域の自然特性に立脚した施策の企画立案が充実し始めている。

(2) NPO・ボランティアの取り組み

このような自然環境の保全・再生の取り組みの展開に、NPO・ボランティアなど、 志の高い県民が連携して果たしてきた役割は大きく、また、先導的な調査・実践活動 や提言等の発信を通じても、国・県等の施策展開に対して大きな働きかけをなしてき た。

(3) 国の動き

ア 環境省の取り組み

(7) 「生物多様性国家戦略」の策定(平成7年10月)

1992 年 6 月の国連環境開発会議(地球サミット)において署名された「生物多様性条約」をもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する我が国の基本的考え方と長期的目標、今後の施策展開、必要な方策が示された。

(イ) 「新・生物多様性国家戦略」の策定(平成 14 年 10 月)

前回の国家戦略のレビューのもと、"自然と共生する社会"を政府全体として実現することを目的とした、自然の保全と再生のためのトータルプランとして再構成された。

- ① 種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応としての「保全の強化」
- ② 失われた自然をより積極的に再生、修復していく「自然再生」の提案
- ③ 里地里山など多義的な空間における「持続的な利用」のための社会的アプローチなお、国家戦略見直しの7年間は、阪神淡路大震災からの復興期間とも重なるものであり、環境や社会経済を取り巻く動きの一つとして、"地方公共団体に先駆的な動きがあり、NPOの影響が増大したこと"と述べられており、復興過程における取り組みを全国に発信する中で、環境行政をはじめとする国の施策に少なからぬインパクトを与えてきたとみることができる。

(ウ) 「自然再生推進法」の制定(平成 14 年 12 月)

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、多様な主体(関係行政機関、地方自治体、地域住民、NPO、専門家等)が参加・連携して、保全・再生・創出・維持管理等の取り組みを行う。そのための協議会、事業計画等の枠組みが定められた。

さらに、最近では次のような動きがある。

(I) 「環境教育法 (環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律)」の制定 (平成 15 年 7 月)

地球温暖化の防止や自然環境の保全再生をはじめとする環境保全への国民の各界各層の自発的な取り組みが求められることから、国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取り組みの意欲を高めるための環境教育の振興や体験機会、情報の提供などの基本的枠組みが定められた。

(オ) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定(平成 16年6月)

生物多様性国家戦略を進めてきた国は、外来生物による我が国の生態系、人の 生命・身体、農林水産業に係る被害を防止するため、本法を制定し、「特定外来生 物被害防止基本方針」策定が進められている。

イ 各省庁の取り組み等

(7) 「河川法」「海岸法」の改正、「食料・農業・農村基本法」「森林・林業基本法」 の制定等

国土交通省、農林水産省等の事業官庁において、"環境"を事業目的に組み込み、 自然の保全、配慮を積極的に内部化する動きが進んでいる。最近では、「景観・緑 三法」の制定などにより、景観や緑地を総合的な観点から計画・規制する動きが 始まっている。

(イ) 都市計画における自然の重要性の認識と対応

機械指向から生物システムを指向する環境共生都市への転換、都市内の自然のネットワーク化等が求められ、エコシティの推進がうたわれるまでになった。

(「都市政策ビジョン」 平成9年)

6 取り組みの課題と今後への提案

(1) 取り組みの過程におけるいくつかの課題

このように、震災の経験を経て、また、10年間の復旧・復興の歩みの中で、自然環境の保全と創造の取り組みが大きく展開されてきたところであるが、その過程で浮かび上がったいくつかの課題についてまとめておく。

まず、初動対応或いは復旧期における対応について述べる。

ア 災害に伴う自然環境への対処策

大震災においては、六甲山系の崩壊等に伴う、地すべり防止、砂防、治山等の事業が実施されるとともに、登山道の通行不能に対しては、応急対応として標識の明示等による人身事故の防止を図り、国の補助事業の採択を得て復旧工事が行われた。しかしながら、災害の態様や発生場所によっては、例えば沿岸生態系に著しい影響を及ぼすケースやより迅速な対応が要請される事態も考えられることから、地域の自然条件の脆弱性を予め把握しておき、緊急時の対応に反映させること、そのための手法の開発や情報整備が望まれる。

次に、復旧・復興期の取り組みの中で、次のような課題が浮かび上がった。

イ 自然の適切な修復方法の検討

まちの緑を取り戻す活動やさまざまな自然再生の取り組みの中において、地域に ふさわしい動植物の種は何かなど、自然の適切な修復方法が議論され、地域の固有 種とはどのようなものか、さらに、生物多様性の保全の視点から外来種対策をどの ように進めていくかなど、望ましい生態系の保全のあり方が大きなテーマとなって きている。

ウ メンテナンス・マネジメントの重要性

学校ビオトープづくりなどの経験から、再生・創出された自然環境は適切な維持管理が必要であり、また、継続的なモニタリングにより、生態系の変化に対応していくため、「アダプティブ・マネジメント」が求められている。

アダプティブ・マネジメント:自然環境の保全・復元の状況をし、必要に応じて計画にフィー ドバックする「順応的管理」手法

エ 都市内外の自然的環境の活用

自然とふれあい、緑や生き物などを取り戻し、増やす活動を進めていく上で、都市では公園や社寺、河川敷に加え、学校との提携や未利用の空地の暫定的利用を積極的に進め、さらに都市近郊の里山や森林・農地も含めた緑空間(自然的環境)の一体的な活用と維持管理の側面も含めて、それぞれの利用面からの連携、調整が求められている。

オ 保全創造活動の活性化とグループ間の連携

自然環境の保全創造についての取り組みを充実強化するために、県民の認識とふれあいをさらに高めていく必要がある。また、復旧・復興と軌を一にして取り組んできた、自然環境の保全・再生等に関するさまざまなNPO等の活動については、これらを担う人材育成と組織づくり、さらに情報の共有やしくみづくり、活動目標の見直しやグループ間の役割分担や連携協力を進めていくことが求められる。

ここで、景観・環境の専門家の視点で、震災後、被災地の現場で気になっていた ことを述べておきたい。

- まず、年月を経た都市公園の再開発についてである。住民の「参画と協働」を通 じた公園の再開発は、ワークショップ実践の場となり、人材育成の場、コミュニテ ィ形成の場にもなりうる。そして、緊急時には避難場所、日常時には住民のコミュ ニケーションや憩い場としてより有効に機能することが予測できる。
- 更なる大地震などの震災被害が予想されている時期に際して、造園学会として、 防災研究の展開、人材の育成・確保が重要である。また、緊急時に、リーダーシッ

プを発揮できる造園の専門家を今のうちに育成しておくことが望まれる。

- 震災直後、環境・造園関係の行政職員の多くは、被災者の救援、支援物資などの 配布、ガレキの処理、公園への仮設住宅の設置などで忙殺されていた。復興計画な どに、環境や緑の専門家として積極的に参加できる仕組みを行政内で構築する必要 があると思われる。
- 震災直後の緊急調査では手が回らなかったが、学校教職員の方々の献身的な働き は大きなものがあり、公園と共に避難、救援、支援の重要な場となったのが学校校 庭である。今後、都市公園のあり方を考える際に、学校施設などとの連携をより推 進する必要がある。

(2) 今後への提案

これまでの復旧・復興の歩みを総括し、今後への備えとするとともに、これらの課題に対応し、自然環境の保全・創造の取り組みをより着実なものにすることにより、 自然と共生する新時代の実現に向けていくことが望まれる。

ア 人と自然の適切なかかわり方の検討・実践を進める

震災を契機に高まった"自然との共生の認識"を背景に進められてきた、自然再生などの取り組みをさらに進めるとともに、地域の自然環境の正しい理解をもとにした適切なかかわり方を検討し、実践していく。

- 各所で始まっている自然再生の取り組みの本格化
- 生物多様性の保全(外来種対策等)
- 望ましい生態系及びそのマネジメント手法の開発(自然環境のリスクマネジメント ((資料 9) 参照) 等
- 協働による緑空間(公園や里山等の自然的環境)のマネジメントの推進((資料 10、 11)参照)

イ 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める

より多くの県民が身近な自然環境について知り、ふれあいや体験を通じて自然環境の保全創造についての認識を高めていく。そのための場や機会づくりを進めていく。

- 体験的な環境教育・学習の推進(自然観察、エコツーリズム等、拠点整備とプログラム開発等)
- 自然や生き物に関する情報整備・提供
- 自然とのふれあいの場の形成(レクリエーション・環境学習・保全創造活動等)

ウ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる

これまでNPO・ボランテイア等を中心に進められてきた緑の創出や生き物の保全などの活動を高め、参画と協働の輪を広げるためさまざまな手だてを講じていく。

- 様々な主体の有機的な連携・交流(官と民、民と民等の連携、効果的な環境教育・ 学習、活動支援の充実)
- コーディネーターやリーダー (ゼネラリスト・スペシャリスト) など人材の育成と 継承
- 専門家との連携(学校や植物園・博物館等を含む)
- 中間支援組織の形成

エ 地域特性に応じた保全・創造とネットワーク化を進める

今、県下各地で、森・川・海や都市・農村など、それぞれの地域特性に応じて行われている自然環境の保全・創造(再生・創出)をさらに進めるとともに相互の連携・交流を図る。

○ 都市域の緑や水辺の創出、瀬戸内海沿岸域の環境回復、里地里山の再生、森林・農地の多面的機能の確保、絶滅する恐れのある貴重種やその生態系の保全再生等さまざまな取り組みの推進

- 手法や成果の共有、取り組みのネットワーク化
- 地域住民による自然の保全創造活動の支援
- 市町や県民局などの特色ある取り組みを促進・支援
- 分野横断的な取り組みの強化

7 おわりに

大震災は、人と自然とのかかわりについて本質的な問いかけを発するものとなった。 私たちは、都市の立脚基盤が自然であることを目の当たりにするとともに、そこで得 た教訓は都市と自然とが調和することの重要性であった。豊かで清らかな水辺は、生命 を育む基本となり、花みどりは、被災地に潤いをもたらし、被災者を癒し、元気づけた。 さらに、花みどりは復旧・復興に際して重要な手段(ツール)であり、目的(ターゲッ ト)にもなっていった。また、健全な自然環境に命を宿す多様な生き物が私たちにとっ てもかけがえのないものであることを知ることになった。

このように、私たちは、大震災からの復旧・復興の過程で、"自然との共生"についての、より深い認識のもと、"豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み"を展開してきた。 10年目の節目にあたり、これまでの歩みを総括し、今後の更なる取り組みを進めていきたい。

(参考・引用文献)

- 1)「環境行政の歩み」 平成5年6月 兵庫県環境局
- 2)「兵庫ビオトープ・プラン」 平成7年3月 兵庫県
- 3)「阪神・淡路大震災復興誌」 兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会
- 4)「神戸発 阪神大震災以後」 平成7年6月 酒井道雄 岩波新書
- 5)「阪神·淡路震災復興計画」 平成7年7月 兵庫県
- 6)「同 後期5か年推進プログラム」 平成12年11月 兵庫県
- 7)「同 最終3か年推進プログラム」 平成14年12月 兵庫県
- 8) 「国立公園六甲山地区の利用施設における阪神・淡路大震災の影響と今後の利用のあり方」 平成8年6月 国立公園六甲山地区整備促進協議会
- 9)「六甲山系グリーンベルト整備事業」 近畿地方整備局・兵庫県県土整備部
- 10)「六甲山系グリーンベルト樹林整備マニュアル」 平成 12年 建設省六甲砂防工事事務所
- 11) 「六甲山系・緑の復元からグリーンベルト形成まで」 平成 13 年 10 月 中瀬勲 日本都市計画学会関西支部
- 12)「流域水環境保全創造指針」 平成8年6月 兵庫県
- 13)「ひょうご 人と自然の川づくり 基本理念及び基本方針」 平成8年5月 兵庫県土木部
- 14)「せとうち環境創造ビジョン」 平成13年3月 兵庫県
- 15)「ひょうごの森・川・海再生プラン」 平成 14 年 5 月 兵庫県
- 16)「緊急報告 阪神淡路大震災」 平成7年 (社)日本造園学会阪神大震災調査特別委員会 ランドスケープ研究 VOL.58 NO.3
- 17)「公園緑地等に関する阪神大震災緊急調査報告書」 平成7年(社)日本造園学会阪神大震 災調査特別委員会
- 18)「緑は震災に強かった」平成8年 中瀬勲 植物の世界120
- 19)「地震と共生する生物指向都市」平成7年 河村 BIO-City NO.4
- 20) 「緑地と防災」 平成9年 中瀬・増田・佐々木他 ランドスケープ研究 VOL. 60NO. 10
- 21)「生活からみた安全・安心」 平成 11 年 中瀬・山本・若生 ランドスケープ研究 VOL. 62NO. 3
- 22)「復興計画策定までの経緯」 平成 11 年 中瀬・上甫木 PURE(ピュア) No. 2
- 23)「大都市における住民主体の環境形成調査報告書」 平成 11 年 3 月 国土庁計画調整局・ 兵庫県
- 24)「震災をのりこえ県民が選んだ伝えたいふるさとの景観」 平成 11 年 兵庫県
- 25)「有馬冨士公園運営計画策定業務報告書」 平成 12 年 兵庫県北摂整備局 (社)日本造園学会
- 26)「大都市におけるまちづくりの主体となるコミュニティ形成調査」 平成 12 年 (財) 阪神・淡路大震災記念協会
- 27)「みどりのコミュニティデザイン」 平成14年11月 中瀬勲、林まゆみ 学芸出版社
- 28)「ひょうごグリーンネットワーク活動記録」平成 12 年 7 月 阪神・淡路震災復興支援 10 年委員会
- 29)「新・生物多様性国家戦略」 平成14年8月 環境省
- 30)「公園・緑地計画からみた復興への課題」 平成8年 中瀬勲 日本都市計画学会
- 31)「緑空間のマネジメント」 平成 16 年 3 月 中瀬勲 (財) 阪神・淡路大震災記念協会
- 32)「ランドスケープ・マネジメントの特性と方向」 平成 16 年 中瀬勲 緑の読本 69

(資料1) 震災復興計画策定の経緯と概要

〇 震災復興計画策定までの国、県の動き

1月17日 阪神・淡路大震災

2月 5日 都市再生戦略懇話会の設置【これ以下は兵庫県】

2月15日 阪神・淡路震災復興委員会(下河辺委員長)【国】

3月30日 「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」の提言

4月28日 「阪神・淡路震災復興計画ー基本構想の策定」

5月11日 阪神・淡路震災復興計画策定調査委員会の設置

(委員会:3回 4部会:延べ13回開催)

6月11日 上記委員会から「阪神・淡路震災復興計画」への提言

7月31日 「阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)」の策定

〇 復興計画などの趣旨

1 阪神・淡路震災復興計画(平成7年7月)

基本理念として「人と自然、人と人、人と社会が調和する共生社会づくり」が掲げられ、「自然への畏敬の念を持ち、自然と共生しながら命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める」とされている。

2 後期5か年推進プログラム(平成12年11月)

「自然環境と人の営みが共生する持続可能な循環型社会をつくる」ことが五つの基本目標の一つとされ、事業計画には、"身近な場での、人と自然のふれあいのしくみづくり"や"豊かな自然環境の回復、創出"などが掲げられ、"人と自然が共生する環境創造のしくみづくり"が示されている。

3 最終3か年推進プログラム(平成14年12月)

多様な主体による「協働復興」の歩みの上に「参画と協働」を基調とした新しい動きを21世紀の地域づくりにつなぎ、次なる飛躍へと進められるよう全力で取り組むこととされている。

自然環境保全施策の推進 [震災

(資料2)

進 [震災後から現在に至る取り組み]

国・県施策等 基本条例・計画 自然環境施策 農災、復興過程と人 心・世論の動き等 ・環境省		8 9 10 11 12 12		13 14 15 16以降 指定野生動植物の保全等) (多桁環境基本計画の策定 (221世紀兵庫長期ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (300ようご農林水産ビジョンの策定 (400年) 1世紀氏電影戦略の策定 (400年) 1世紀氏電影戦略の策定
	⑦環の国づくりの報告	⑥環境影響評価法の制定	①環境基本計画の改定	再生モデル事業 ⑦環境教育推進法の制定
• 他省庁		⑥河川法の改正	⑤海岸法の改正 ⑦農業等基本法の制定 ⑥森林・林業基本法の制定	・景観禄三法の の制定 制定
	- A			

備考)〇内の数字は、月を表わす。

(資料3)(社)日本造園学会・阪神大震災調査特別委員会から行政への提言

「公園からの復興を一安心できる都市に向けて」実行委員会からの試案

- 1. 人が育むまちへ
 - a. 住民にプロセスがわかる公園づくりからまちづくりへ
 - b. 地域とともに育つ公園へ
 - c. 公園を拠点に、日常の中に非常時の対応を
- 2. 自然に学ぶまちへ
 - a. 自然立地を基盤としたまちづくりへ
- 3. 公園の中に住める街をめざして
 - a. もっと公園緑地を, もっと都市を緑に
 - b. 公園を核に日常生活に密着したコミュニティ施設の集積へ
 - c. 画一的な公園配置論を見直そう
 - ・誘致圏論から人口密度論への転換を
 - ・戸口から公園へのアクセス確保を
- 4. 安心できる緑の構造化をめざして
 - a. 点から系の防災を
 - 1)使う防災緑地のために 情報,備蓄,水源,建築制限の見直しを
 - 2) 守る防災緑地のために 危険地区の緑地化を
 - 3) つなぐ防災緑地のために 緑道による緊急時の通行路の確保を
 - b. 阪神地域の水系・地形をベースとしたやわらかい緑地帯を
 - 1) 東西にのびる緑地帯を
 - ・六甲の森 (二次林から自然林へ・災害を起こさない六甲山)
 - ・阪神パークアベニュー (東西都市間をつなぐ緑の文化ゾーン)
 - ・なぎさ林 (海からのアクセスを受け入れる海浜緑地)
 - 2) 南北をつなぐ緑地帯を
 - ・河畔林 (六甲から海につながる河畔緑地)
 - c. 営造物公園と地域制公園の連携による緑の構造化を
- 5. やわらかい公園をめざして
 - a. 公園のマニュアル化を避けよう
 - b. 地域にあった多様化を
 - c. バリアフリーのオープンスペースへ
 - d. 公園から都市個性の再生へ

(資料4) 各種報道機関のタイトル

- 樹木の防災効果証明 (2月8日読売)
- 樹木、ほぼ無キズ、激震かわす「しなり」 (2月8日、読売・東京)
- 樹木に防災効果、倒壊家屋から道路守る(2月25日、日経)
- 被災地の公園フル活用、避難・救援・復興の拠点(2月25日、読売)
- 公園が延焼止めた「復興計画にもっと緑を」(2月25日、朝日)
- 樹木が延焼食い止める、建物倒壊防ぐ効果も(2月25日、サンケイ)
- 緑が市民守った、公園54%が救援・復旧拠点に(3月1日、毎日)
- ハイキング道5コースで通行止め(3月9日、神戸)
- 公園緑地、見直される防災機能 (3月12日、サンケイ)
- 六甲登山道、全域で大きな被害(5月3日、神戸)

(資料5) 阪神グリーンネットの初期の活動記録

2月 6日:第1回ランドスケープ復興支援会議開催(神戸市三宮)

2月24日:第2回苗配布(パンジー約26,000鉢:提供角田ナーセリー、三田市、人と自然の

博物館)

3月11日:第2回ランドスケープ復興支援会議(神戸市三宮)

3月26日:第3回ランドスケープ復興支援会議(神戸市三宮)

3月29~30日:花文字「ガレキに花を」づくり (三田市人と自然の博物館)

3月31日:ヒマワリの種まき(神戸市岡本1~8丁目)

3月:生け垣啓発パンフレット「あなたの家の垣根からはじめよう一安心な環境づくり」増

刷

4月3~7日:第2回苗配布・花壇づくり (ヘデラ、イチゴ 、スターティス他約17,400鉢:

提供ベルディ、小林温室、みたけの里舎)

4月6日:住宅地緑化モデル活動のための現地調査、生け垣プランターの設置(神戸市灘区

楠丘一帯)

4月9日:第4回ランドスケープ復興支援会議(神戸市三宮)

4月21日~5月26日:野菜畑づくり(三田市人と自然の博物館、種蒔き、間引きなど:種子提供、

タキイ種苗)

4月25日:第5回ランドスケープ復興支援会議(神戸市三宮)

5月3~4日:仮設住宅で花壇づくり(神戸市ポートアイランド)などを経て、第二回阪神・

淡路ルネッサンス・ファンド(HAR基金)公開審査会参加・助成金決定、ワークショップ勉強会、第4回苗配布(キバタレンギョウ:提供沖縄県緑化種苗協同組合、神戸市深江地区緑化まちづくり支援、魚崎南住宅ひめりんごくらぶ等、

兵庫県から第五回さわやか街づくり賞

(まちづくり活動部門)等

(辻信一氏 (環境緑地設計) の資料による)

(資料6) 主な緑のまちづくりグループの組織と設立の目的

	設立日時・設立の目的	会員(人)	参加条件	中心年代層	会則	年会費	事務局スタッフ	事務局 の場所
阪神グリーン ネット	1996.2 震災復興のみどりのま ちづくり、イベント、苗の供給、 みどりのまちづくりに関するコ ンサルタント	101	無	20~50代	有	無	有・非常勤 無給	有
市民まちづくり	1995.4 震災後の復興まちづくりの支援、更地に花の種を蒔いた「がれきに花を」の運動を進めた	70	無	50 代	無	無	無	有
神戸	1995.5 震災後の緑の復興、子供でもお年よりでも楽しめるどんぐり銀行のシステム		無	30 代	有	無	有・非常勤 無給	有
	1994.4 まちづくりに関する学習、交流、公園のワークショップ等		無	40~50 代	有	5000	無	有
甲山ケナフの会	1997.11 ケナフの栽培による 震災後の幹線道路等の排気ガス 等による公害防止	30	無	50 代	有	有	有・非常勤 無給	有
	1997.7 芦屋市南芦屋浜の住宅 団地におけるコミュニティづく りとアートワークのサポート		無	不定	無	無	有・非常勤 無給	有
星の眸	1997.9 都心で高齢者、障害者 も共に園芸活動をとおした地域 緑化を進める。園芸療法に取り 組む糸口を捜す	11	無	50 代、60 代以上	無	無	無	有 (共同)
	1996.9 灘神戸生協の地域グループの一つ、震災で荒れた街に花で活気を、高齢男性の生きがいづくり		無	50 代、60 代以上	有	無	有・非常勤 無給	有

(林まゆみ「震災復興に見られるみどりのまちづくりNPO活動 (ランドスケープ研究 1999.2)」より

(資料7) ひょうごグリーンネットワーク活動のあらまし(2004年10月31日現在)

阪神・淡路大震災で多くの建物が瓦礫と化したなかで、樹木が火災の延焼や家屋の倒壊を防いでくれました。また、これらの木々が人々に安らぎと再生への勇気を与えてくれました。

このような思いを背景に、ひょうごグリーンネットワークは、平成8年3月、「被災地に緑を取り戻そう」という安藤忠雄氏、石橋殾一氏、井出久登氏、梅原猛氏、大西正文氏、下河辺淳氏、瀬戸内寂聴氏、利根川進氏ら8名の呼びかけで発足し、インフラ整備が先行する被災地の緑化をバックアップし、緑豊かなまちづくりを進める活動に取り組んでいます。

これまでに多くの方々から、4億円を越える募金をいただきました。集まった募金や苗木は兵庫県に寄附し、兵庫県から被災10市10町を通じて復興住宅1戸につき2本ずつ苗木を配布するとともに、集合住宅周辺の広場や街路などにコブシ、ハクモクレン、ハナミズキなど白い花の咲く木を中心に植樹を行ってきました。また、全国の県や市など176の団体からもたくさんの苗木の提供を申し出ていただき、学校や復興住宅などに植樹しています。また、運動の趣旨に賛同して自ら木を購入し、植えていただく「グリーンボランティア」を募り、たくさんの木が植えられています。

なお、寄贈者に感謝して苗木を植樹するイベントを各被災地で開催してきました。その イベントには寄贈者に加えて被災地の市町長、校長、地域の代表が出席しました。

- (1) 募金実績 405,626,571円 (2,152件) (平成16年10月31日現在) (募金は苗木2本で5,000円)
- (2) 植樹実績 約305,100本 (平成16年10月31日現在) (うち白い花の咲く木 約187,300本)
 - ① 募金による植樹 約133,200本
 - ② 提供苗木による植樹 約 16,700本 (176団体から提供の申出)
 - ③ グリーンボランティアによる植樹 約155,200本
- (3) イベント等実績
 - ・発足記念フォーラム (平成8年3月12日、インターナショナル堂島ホテル、620人参加)
 - ・フォーラム (平成8年7月17日、兵庫県公館、550人参加)
 - ・1周年のつどい (平成9年5月19日、神戸新聞松方ホール、700人参加)
 - ・チャリティゴルフ大会の開催による募金活動(兵庫県内及び福井県など)
 - ・グリーンネットワークの活動を紹介するブースを出展
 - ① 平成12年2月18日~20日 創造的復興のつどい会場(東京国際フォーラム)内
 - ② 平成12年3月18日~9月17日 淡路花博会場「緑と都市(まち)の館」内
 - ・ひょうごグリーンネットワークのつどい (平成12年7月21日、芦屋ルナ・ホール、700人参加)
 - ・ひょうごグリーンネットワークシンボルツリー記念植樹会
 - ① 平成13年4月25日 淡路夢舞台会場
 - ② 平成13年5月8日 宝塚市「花のみち」会場
 - ③ 平成13年5月25日 神戸東部新都心「なぎさ公園」会場
 - ④ 平成15年12月13日 神戸市真野地区「真野小学校」会場
 - ⑤ 平成16年1月6日 神戸市東遊園地(中国人犠牲者追悼記念植樹会)
 - ⑥ 平成16年6月12日 西宮市「西宮市立西宮東高等学校」会場
 - ・被災地の大学へのシンボルツリー記念植樹会
 - ① 平成15年1月15日 関西学院大学
 - ② 平成15年1月20日 神戸大学
 - ③ 平成15年2月1日 大手前大学
 - ④ 平成16年1月10日 甲南大学

(「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」事務局資料より)

(資料8) 緑を媒介とした新たなコミュニティ形成及び環境形成から 大都市のリノベーションへ

都市における「緑」は、都市環境の維持・改善や防災、景観形成、レクリエーション空間精神的な充足等、多様な機能をもっている。

【都市の緑の機能】

- ・都市環境の維持・改善(都市気象の調節、大気の浄化等)
- ・都市防災 (災害時の避難地、延焼の防止、騒音防止等)
- ・都市景観の形成 (美しい都市景観、快適な環境等)
- ・健康・レクリエーション空間(休養、散策、スポーツ、余暇活動等)
- ・精神的充足(自然や人とのふれあい、心のやすらぎ、季節感等)

先に見た世界的な都市づくりの方向についても、地域の自然環境の保全と活用、身近なオープンスペースの確保、環境と共生した持続可能性等、「緑」に関わる事項は重要な課題となっている。大震災においては、都市の立脚基盤が自然であることを目の当たりにするとともに、「緑」が防災や地域コミュニティ形成において一定の役割を果たすことが再認識され、そこで得た大きな教訓は都市と自然とが調和することの重要性であった。

さらに、震災を契機として活発化した市民活動の中には、緑化や園芸を活動のテーマとして地域住民の主体的な取り組みによる緑豊かなまちづくりを図ろうとする動きが見られ、そこでの「緑」は、地域コミュニティの形成と都市の環境形成を促す重要な媒介となっているのである。

このように、都市における「緑」は、直接的に都市の環境形成の役割を担うとともに、 人と人とのふれあいやコミュニケーションの場を提供し、地域コミュニティの醸成に有効 に作用する特性をもっている。しかしながらその一方で「緑」の量は震災後に減少してお り、都市問題の顕在化の中で「緑」に対する要望が高まっているという現状が見られる。

そのため、都市において多用な機能を果たす「緑」の視点を調査の柱に設定し、「緑」を素材とした諸活動から新たなコミュニティ形成及び都市の環境形成への道筋を明らかにし、その支援策を検討することによって、大都市のリノベーションに資する具体方策の提案を行うことを目標として調査研究が行われた。

【緑を視点とした理由】

- ・世界的な都市づくりの方向において、「緑」の視点が重要な課題で あること
- ・震災において「緑」の役割が再認識され、都市と自然が調和することの重要性を教訓として得たこと
- ・震災で緑の量が減少し、都市問題の顕在化とともに「緑」に対する 要望が高まっていること
- ・震災を契機に活発になった市民活動において、「緑」をテーマとしたグループや団体が見られ、コミュニティ形成や都市の環境形成への 一定の効果が得られていること

「大都市における住民主体の環境形成調査報告書」 平成11年3月 国土庁・兵庫県 より

(資料9) 自然環境のリスクマネジメントについて

1 ねらい

地震や台風等の自然災害や山火事等により、貴重な生態系やその基盤である地盤環境や 緑などの植生が損傷する恐れがあり、また、自然とのふれあいのための自然歩道等の損傷 による人への危害の可能性がある。そこで、このような災害に伴う自然環境の脆弱性や自 然ふれあい施設の安全性について、予め現状評価の上、さまざまな可能性への対応を検討 しておき、災害時の初動対応や復旧対策に備えていく。

2 対象の検討

	自然災害	人為災害	備	考
	(地震・台風・土砂崩れ等)	(山火事、重油・有害		
		物質等流出等)		
貴重な生態系	生息・生育地の破壊	生息・生育地の破壊		
地盤環境	形状等の変貌	汚染等による損傷		
植生	植生の損傷	植生の損傷		
自然ふれあい	自然公園施設・歩道等の損	自然公園施設・歩道		
施設	傷	等の損傷		
その他				

(検討項目) ○ 県下の自然環境の現状評価

- 想定される災害と自然環境への影響評価
- 被害(損傷や危害)の評価と対策の検討
- 経済的側面からの評価
- 可能性・重要性の高いケースの抽出 等

3 手順の検討

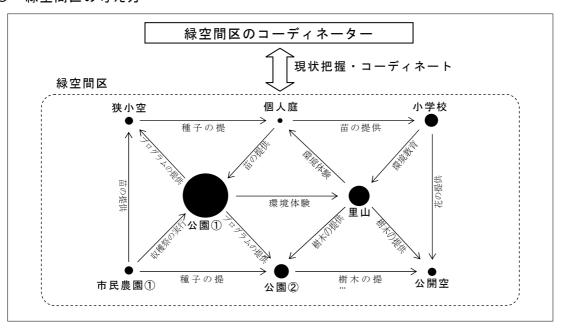
- 専門家による基本的考え方・フレームの検討
- ケーススタディの実施
 - ・ 阪神・淡路大震災(平成7年1月) ・ 新潟県中越地震(平成16年10月)
 - 台風23号風水害(平成16年10月)等
- 県下の自然環境の現状評価と自然環境ハザードマップの作成
- 災害対応マニュアルの作成 等

阪神・淡路大震災は、緑空間をさまざまな方法で利用するきっかけとなった。震災後の緑空間は、地域コミュニティの活性化や利用者の生きがいづくりにも貢献している。今後、緑空間はさらに多様な利用形態を受け入れるよう求められるだろう。 さまざまな主体のさまざまな利用を調整するために、緑空間における「マネジメント」が求められる。

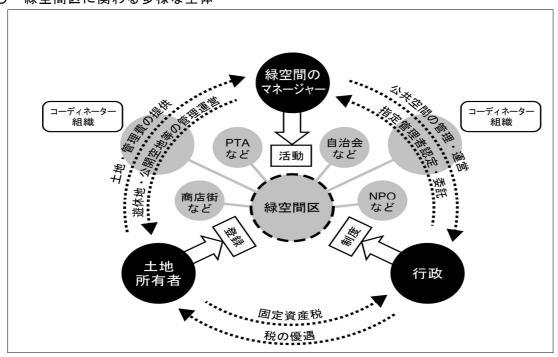
緑空間:我々が利用できるスペースである、公園や社寺、河川、公開空地、さらに教育機関、森林、農地など。大震災以降、これらの緑空間が最大限に利用された。

マネジメント:本来、人・賃金・時間などを最も効率的に用い、企業を維持・発展させることを指すが、ここでは「運営」「管理」「経営」といった複数の意味を持たせている。

〇 緑空間区の考え方

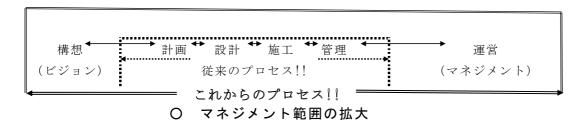


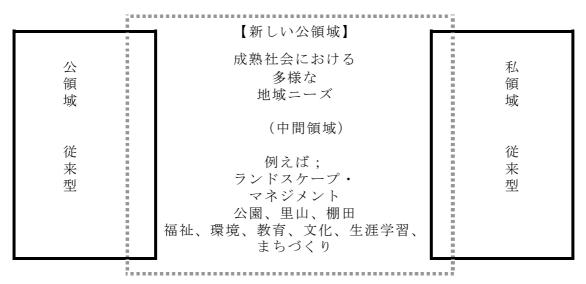
〇 緑空間区に関わる多様な主体



出典:「緑空間のマネジメント」中瀬勲委員研究会調査研究報告書 平成16年3月 (財) 阪神・淡路大震災記念協会

(資料11) 新しいマネジメントの考え方(ランドスケープ・マネジメント)





〇 新しい公領域の形成

ランドスケープ・	客体 媒介	公園、広場、里山などランドスケープ 協議会、円卓会議などの組織、仕組み
	// 14// 1	
マネジメント	主体	多様な価値感の利用者や管理者など:市民、団体、
		NPO、NGO、会社、行政など

〇 ランドスケープ・マネジメントの構成

NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)とは、公的部門に民間企業の経営管理手法を幅広く導入することで効率化や質的向上を図ろうとする行政運営理論。1980年代、英国・ニュージーランドなどの行政実務現場で形成された。基本的な考え方としては、①行政サービス提供部門の経営資源(人員・予算の活用など)に関する裁量を広げ、業績・成果による監督・統制を行う。②民営化、エージェンシー化(独立行政法人)、PFIなどを活用することで公的部門に市場原理・競争原理を導入する。③行政サービスの提供や事業展開を司る統制基準を、行政管理型から顧客主導主義に転換する。④これらの実効を担保するために、積極的な組織ヒエラルキー改革を実施するという4点が挙げられる。

〇 新しいマネジメントの考え方(NPM)

出典:「ランドスケープ・マネジメントの特性と方向」平成16年 中瀬勲 緑の読本69

復興検証に係る意見・提案

(株)環境緑地設計研究所 辻信一

1. 震災が自然環境の保全創造の取り組みにもたらしたこと

◆花やみどりへの再認識とデザインへの反映

被災経験により市民が、「花やみどりがあるオープンスペース」「身近な水の存在」「樹木の防災効果」などの防災面に対する大切さを再認識した。

その結果として、復興まちづくりの過程で、市民が直接計画に発言できる機会を得たと きに、花みどり・水について多様な意見や要望が出された。被災体験に基づくこれらの意 見が震災後のオープンスペースのデザインに反映されている。

具体的には、学校や公園での多数のビオトープ、まちなかのせせらぎ整備、公園内での 防災的な施設整備などである。

2. 今後の展望・提言について

◆グリーベルト整備事業の促進のためのしかけ

六甲山系グリーンベルト整備事業が制度化されて進みつつあり、行政からの呼びかけで住民による「森づくり」の機運が高まってきている。これは、震災により、防災に寄与する緑への認識が深まったことや自然との共生といった考えが広まっていることを示しているであろう。

この一方では、一部地区で、防災機能としてのグリーンベルトは評価しながらも、住居 周辺での「外部からの森づくり活動」は、山麓での静かで平穏な生活を妨害するものと受 け止め、近隣住民の反対あるいは利用に対する大幅な制限の要求という形で現れている。

これは、公園づくりでもよく見られるもので、直近の住民にとっては森づくりの活動や公園の利用は、社会的に有益な行為と自己の生活にとっての迷惑行為との天秤にかけると後者の方が強いと判断することが多いためであろうと思われる。

グリーンベルト事業のような、行政からの提案型事業につきものの地元調整の困難さは あるものの、円滑に地元調整や利活用計画への合意形成のためにも、コーディネータの養 成・技術向上、活動地域間の横の連絡などの研究が必要であろう。また、担当窓口(土木 事務所等)での住民活動への十分な理解と対応のための職員教育が重要であることは言う までもない。

◆屋上緑化よりも駐車場緑化を

都心部におけるヒートアイランド現象防止をめざす屋上緑化には一定の期待を持つものであるが、アスファルト敷きの青空駐車場に注目すべきである。

被災後の空地の利用として、投資や床需要のリスク回避などから暫定利用としての青空 駐車場が目立っている。最近では、コイン駐車場の流行により、比較的小規模の時間貸し 駐車場も激増している。

青空駐車場は、自動車利用を促進しつつ緑のない空間を生み出すといった、環境に負荷を与える土地利用の形態である。また、開設時に開発指導などの法規制や指導の制度がなく、上記のような環境への負荷に対するペナルティ的な規制を課す法的な手段がない。一方、都市景観の側面からも、簡易なフェンスとアスファルト舗装による街角のあり方には辟易とせざるを得ない。例えば兵庫県警跡の駐車場緑化のような緑化駐車場の整備を望むものである。

一方、駐車場オーナーからすれば、暫定土地利用時の駐車場に余分な費用をかけること ができるかどうかという切実な問題がある。仮に費用をかけて緑化をしても、それを回収 するために駐車料金に反映することができないのが、この業界の価格形成の原理でもあろう。

このため、青空駐車場に「駐車場環境負荷税」のような法的な費用負担を義務づけ、緑化すれば減免するといった方策も考えられる。

◆市民活動における情報の共有化や交流

あらゆる市民の活動を支えるものの一つに情報の共有化があることを、震災復興の過程で学んだ。自然環境の保全、花みどりにおける市民活動においてもこの情報の共有化は重要な目標となる。

このために、市民活動の横の連絡や交流、情報の収集発信といった中間支援的な活動に 対する取り組みが必要不可欠である。現に進行中のものとして、「花みどり市民ネットワーク(神戸市)」があるが、県域でのネットワーク活動、全国規模でのネットワーク活動の芽が伸びつつある。

これらの取り組みを市民主体で行い、行政はそのバックアップをするという形態が望ましい。

復興検証に関る意見・提案

(株) 辻本智子環境デザイン研究所 辻 本 智 子

1 取り組みの経過と課題

(1) 花緑の社会に与える影響の再認識

震災以前は、1990年の大阪花博以降、バブル景気も伴い各地で花の町づくりが展開され、花が人々に感動を与え、人と人の交流を生み出すという「心的効果」とともに、花がコミュニティ作りに重要であると言うことに国、行政も気づき始めてきた。その、一方、緑という意識より美しい「花」が中心の緑花となって、環境浄化、環境緩和、防災効果など70年代に課題にされていた緑の効用に対する意識は薄れていた。

震災は私たちに自然との共生の大切さを伝えると共に、緑の防災・安全効果を再認識させた。また、震災から立ち上がろうとした時人々が最初にしたことは、ガレキの町を花いっぱいにすることであったことがしめすように、震災は花緑の持つ防災効果に加え、癒し、交流効果を人々に認識させた。

私自身以前から花緑は感動、交流、環境、健康、教育、経済そして研究開発という 7 つ社会効果を持つと提唱してきたが、震災後は研究開発を除き、多くの人々が花緑の町づくりの及ぼす効果を認識した。

(2) 住民主体のまちづくり

主体的なボランティア活動は関西では無理だ思われていたが、実際地震が起こった時、 最初におこったのは、住民自身による助け合いであった。ボランティアは神戸からと言 われるほど、いろんな分野で住民が主体的にまちづくりに関っていっている

(3) 取り組みが多く、内容がわかりにくい

震災後、以前から進められていた自然環境保全の取り組みを住民参加で展開していっている。ただし、かなり多くの取り組みがあり、また内容がわかりにくい。

(4) 継年的研究が必要

夢舞台は土取跡地を緑で再生・創造する目的で整備されたところであるが、現在、ここが必ずしも、その形で整備されているとはいえないし、緑化の状況を継年で研究している研究機関も、また、ちゃんと管理されているかをどうか監視するシステムもない。

2 今後の展望と提言

阪神淡路大震災はボランティア活動、コミュニティ性の重要性を兵庫県のみならず日本 全国にしらしめました。震災から 10 年近くたち、現在、兵庫県においては阪神間のみなら ず、全県において県民による積極的なボランティア活動が行われ、県も積極的にボランティアを生かした住民主体のまちづくりへの取り組みをすすめており、ボランティア活動は 新たな段階に来ています。

各地で花開き始めたオープンガーデンは急速に全国的に広がっており、すばらしい庭を 見せようとが庭だけでなく周辺にまで目が向けられ「私の庭」から「私の町」へ関心は広 がり、花の町づくりへと展開してきています。

一方、植物園や公園では使い手が求める施設をめざし、住民の意見や管理しやすい施設づくりという点から住民参加の公園づくりや植物園運営へのボランティア参加がすすんできています。

平成15年には公園、植物園等公共施設の運営管理を民に任せる指定管理制度が設けられました。これは住民が求める施設、住民自身が身近な公園や公共施設の管理に責任が持てるもの施設とするためには、ライフスタイルやニーズの変化が早い現在、変化に対してス

ムーズに対応でき、経済的コストも軽減できるシステムとして、民間または住民からなる NPO等に運営をまかせることが効率的であるという考えです。

オープンガーデンから花の町づくり、住民が主体となって運営による公園、植物園。花の町づくりの主役が住民であるということが公民ともに認識されてきたと言えます。

花と緑の町づくりから展開される社会効果は単に美しい花緑の豊かな空間づくりがなされるだけではありません。整理してみると、花は美しいことで「感動」を生む。オープンガーデンがそうであるように感動を受けた人と花を育て感動を与えた人との間に「交流」が生まれる。緑は環境緩和、環境浄化といった「環境」効果をもたらします。薬草、食物一植物は人々の体、心に「健康」効果をもたらせ、植物を育てることにより植物と環境、虫などの関係を学ぶ、つまり「教育」効果があります。バイオテクノロジー等、植物の持つ効能や仕組みを私たち人間社会に展開させる「研究開発」効果、花による観光や花き生産による「経済」効果もあります。

つまり、花と緑の町づくりは、実は自然との共生を広く社会に展開していくライフスタイルの構築なのです。

このような花と緑の町づくりの社会的効果を高めるためには、行政が民間や住民に運営を委ねるだけでは成立しません。経済効率や時代の流行に影響され、伝統性、地域性が忘れられるかもしれません。住民が共通の地域への思い、社会認識や花緑、生態等に関する専門的情報を得る機会がない限り、個人のエゴに振り回されたり、大きな声におされ、偏った知識で判断が下されていく状況が生れることもあります。

現在、行政は住民参加の花と緑のまちづくりの旗を大きく振っていますが、多くの場合、花で美しいまちを創ろうということが主目的で、花の管理に住民の力を借りようというレベルのものが多いのです。共生の町づくりに展開する住民主体の花と緑の町づくりのシステムづくりは議論されていない状況にあります。

このような住民参加の花と緑のまちづくりのシステムづくりにおいて、花や緑の研究者や専門家がいる植物園や博物館、地域住民と非常に近い関係にある都市緑化植物園の存在は花と緑の町づくりインキュベーターとして重要であります。

ミュージアム、植物園と取り込んだ形で住民参加まちづくりのシステムづくりが重要。

「学校ビオトープ」づくりと今後の方向性

農・都共生ネットこうべ 事務局長 本位田 有恒

1. 震災が自然環境の保全創造の取り組みにもたらしたもの

自然環境保全創造の取り組みのひとつとして、ビオトープづくりがある。本来、ビオトープとは「ビオ」:生き物、「トープ」:住む所という意味のドイツ語の造語であり、生態学的に生き物が生育する事が出来る最小空間を意味する。広い意味で解釈すると、森林や河川、海などもビオトープに含まれるが、一般的には、ある程度まとまりのある池や湿地、流れ(小川)やそれらがネットワークされたものをビオトープと呼んでいることが多い。その中でも「学校ビオトープ」は、学校という敷地の中にあって教育的視点でつくられ、特に都市部における子供たちにとっては身近に自然に触れることが出来る場として重要視されている。

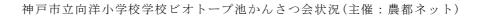
阪神・淡路大震災以降、神戸市の小学校などで池を中心としたビオトープづくりが盛んに行われた。学校ビオトープの意義は子供たちへ生き物や自然に対する興味をもたらすもの、また自然環境や生命の大切さを知るきっかけづくりなどがあげられる。震災の体験が自然への畏敬の念を忘れてはならないことであることを世代を超えて継承していく上でも、大切なものとして位置づけられる。神戸市では、新神戸市環境基本計画で、望ましい環境像を「自然のめぐみを大切に、みんなで楽しく、共生と循環のまち・神戸」と表現し、これを具現化するための施策のひとつとして「学校ビオトープ」をあげている。またこのような行政の推進のみならず、地域の住民やライオンズクラブ等の協力、神戸市内の小学校において遮水シートを無償で提供し続けている三ツ星ベルト株式会社など事業者の協力、さらに神戸エコアップ研究会や兵庫・水辺ネットワークなどの専門家 NPO、これらと学校がパートナーシップを築くことでのビオトープづくりは、震災復興においてもより意義あるものとなっている。

2. 今後の展望・提言について

震災以降できた多くの「学校ビオトープ」は、上記のように学校、地域、行政、事業者、 NPO などの協働のもとにつくり上げられてきた。学校における理科や総合学習の教育の場 として、また身近な生き物が住む場所として学校のみならず地域の財産として受け継がれ ていくであろう。しかし、「学校ビオトープ」は、いったんつくってしまえば放置していて も持続できるというものではない。ビオトープづくりの際に植栽した植物や自然に増殖し た植物が繁茂し、池などを覆ってしまったり、アメリカザリガニなど優位性の高い生き物 などにより、多様ではなく限られた種類の生き物しか住むことができないような場所にな ってしまうことがある。そればかりか蚊や蝿の発生源として、また池底にたまった泥から の異臭など地域に疎まれる存在となってしまう危険性もある。そうならないためには、維 持管理をする必要がある。また、生き物の種類が判別できなかったり、実際に生き物を採 取し調べることをしなければ興味が薄れてしまうことになる。農・都共生ネットこうべ(NPO 組織:略称農都ネット)では、神戸市立向洋小学校において、定期的に観察会やモニタリン グを行い、また教職員研修にも協力している。しかし小学校の教諭は移動があり、「学校ビ オトープ」に継続して関わることはできない。そこで地域のビオトープであるという意識 をもって、地元の協力を持って維持していくことが重要ではないだろうか。農都ネットで は「学校ビオトープ」の維持管理方法を蓄積し、地域の環境学習リーダーを育てる必要が あると考えている。

また、「学校ビオトープ」がホタルやメダカなど特定の種類の生き物のためのものとして扱われるケースが稀にある。このことは、本来の「ビオトープ」の目的を外れており、あくまでも多様な生き物が存在することを目標にすべきであろう。地域のシンボルとしてホタルを地域の人々への求心力に扱うのはいいが、そのことのみにとらわれてはよくない。身近な自然だからこそ、人間も生態系の一部であることを知る場所にすべきではないだろうか。震災時に学校が防災面で有用な場所あったのは言うまでもない。しかしさらに広く開かれた地域のコミュニティの場として位置づけられるためにも「学校ビオトープ」は自然への畏敬の念を発信し続けていく場と考える。

(参考文献:神戸市環境局「ビオトープ整備・管理・活用マニュアル」)







復興検証に係る意見・提案

ひょうご森の倶楽部 門 上 幸 子

1 震災が自然環境の保全創造の取り組みにもたらしたもの

- ・ 身近な自然としての公園・広場が単に自然・植物の場としてだけではなく、市民の生命を守る上でも大切な空間であることを市民感覚として持ち得たことが、大きく印象に残っています。この点について思いますことは、イギリスの『コモン』と呼ばれる広場のことです。市民が共有する公的空間としての認識が、日本においても震災を契機として持ち得たのではないか=自然環境(オープンスペースとして)の保全・大切さが市民感覚として広く共感できるようになったのではないでしょうか。
- ・ そして、この意識が、より広く自然環境の保全に結びついたのではないかと考えています。
- ・ もう一つ思いますことは、自然の保全・創造活動においても市民が積極的なボランティア活動に多く取り組むようになったこと。そして私がより強く思いますことは、こうした市民活動者の中から、多様なネット(活動者や組織・団体)とつながりのある市民リーダー、市民コーディネーターが生まれたことです。様々な活動への取り組みや取り組みに向けた調整作業を行う『人』の誕生です。今後、このような『人』が活動を推進・拡大していく上で、重要な役割を持っていると考えています。

2 今後の展望・提言について

- ・ 自然環境の保全・創造のための多様な施策・方針が示され、言わば、『種』は播かれたと思います。
- ・ 今後は、この『種』を市民が『共有すべきもの、共有物』としての共通認識を育て、種を成長させていくことが大切だと思います。うまく言えないのですが、市民一人一人が自主的に、楽しみとして、社会の一員として、教養として、自分のすべきこととして認識し行動できるようにしていくことが大切だと思います。
- ・ コモンに関して言えば、様々な取り組みがコモンセンスとして市民に定着してほしいと思いますし、そのキーを持っている人の内には、市民リーダー、市民コーディネーター、専門家コーディネーターと市民との連携・行政との連携が最も大切だと思います。
- これまでの施策など、行政主導型の取り組みを踏まえ、市民や専門家の中から生まれたリーダー、コーディネーターと市民・行政との協働活動が「地についた」活動となってほしいと思います。